

デジタルデータサービス契約約款

令和7年10月1日
KDDI株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第3条の2 同上

第2章 デジタルデータサービスの種類等

- 第4条 デジタルデータサービスの種類
- 第5条 削除
- 第6条 削除
- 第7条 I P V P Nサービスの種類
- 第8条 削除
- 第9条 削除
- 第9条の2 第1種I P V P Nサービスの区別

第3章 デジタルデータサービスの品目等

- 第10条 デジタルデータサービスの品目等

第4章 デジタルデータサービスの提供区間等

- 第11条 デジタルデータサービスの提供区間等
- 第12条 本邦外における取扱い

第5章 デジタルデータ契約

第1節 削除

- 第13条～第36条 削除

第2節 削除

- 第37条～第40条 削除

第3節 I P V P N契約

- 第41条 契約の種別
- 第42条 契約の単位
- 第43条 共同I P V P N契約

- 第44条 I P V P N 申込の方法
- 第45条 I P V P N 申込の承諾等
- 第46条 I P V P N 契約者の数の変更
- 第47条 所属閉域グループの変更
- 第48条 ポート等の品目の変更
- 第49条 端末回線等の移転
- 第50条 端末回線の終端
- 第51条 端末回線の収容
- 第52条 削除
- 第53条 他社接続回線との接続
- 第54条 他社接続回線接続変更
- 第55条 アクセス回線との接続
- 第56条 当社契約者回線の終端
- 第57条 当社契約者回線の収容
- 第58条 利用契約回線と当社の電気通信回線等との接続
- 第59条 アクセス回線接続変更
- 第60条 ポート等の利用の一時中断
- 第61条 I P V P N 契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第62条 削除
- 第63条 I P V P N 契約者が行う I P V P N 契約の解除
- 第64条 当社が行う I P V P N 契約の解除
- 第65条 削除
- 第66条 その他の契約内容の変更
- 第67条 その他の提供条件

第 6 章 付加機能

- 第68条 付加機能の提供
- 第69条 付加機能の利用の一時中断
- 第70条 付加機能の接続休止

第 7 章 削除

- 第71条 削除

第 8 章 ポート等の利用中止等

- 第72条 ポート等の利用中止
- 第73条 ポート等の利用停止
- 第74条 ポート等の接続休止

第 9 章 通信

第 1 節 通信利用の制限等

- 第75条 通信利用の制限
- 第75条の2 同上
- 第76条 協定事業者の契約約款等による制約

第2節 通信時間の測定等

- 第77条 通信時間の測定等

第10章 端末設備の提供等

- 第78条 端末設備の提供
- 第79条 端末設備の種類の変更
- 第80条 端末設備の移転
- 第81条 端末設備の接続変更
- 第82条 端末設備の利用の一時中断

第11章 回線相互接続

- 第83条 回線相互接続

第12章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

- 第84条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

- 第85条 基本料等の支払義務
- 第86条 通信料金の支払義務
- 第87条 手続きに関する料金の支払義務
- 第88条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

- 第89条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

- 第90条 割増金
- 第91条 延滞利息

第13章 最低利用期間

第92条 最低利用期間

第14章 保守

- 第93条 デジタルデータ契約者の維持責任
- 第94条 デジタルデータ契約者の切分責任
- 第95条 当社の設置した電気通信設備の修理又は復旧
- 第96条 修理又は復旧の順位

第15章 損害賠償

- 第97条 責任の制限
- 第98条 免責

第16章 雜則

- 第99条 承諾の限界
- 第100条 利用に係るデジタルデータ契約者の義務
- 第101条 同上
- 第102条 デジタルデータ契約者からの当社契約者回線の設置場所の提供等
- 第103条 デジタルデータ契約者からの通知
- 第103条の2 デジタルデータ契約者の情報の取得
- 第104条 デジタルデータ契約者の氏名等の通知
- 第105条 協定事業者からの通知
- 第106条 デジタルデータ契約者に係る情報の利用
- 第107条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
- 第108条 デジタルデータサービスの技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第109条 法令に規定する事項
- 第110条 閲覧

第17章 附帯サービス

第111条 附帯サービス

別記

料金表

通則

- 第1 基本料
- 第2 削除
- 第3 付加機能使用料
- 第4 端末設備使用料
- 第5 削除

第6 工事費

第7 附帯サービスに関する料金

料金表別表1 削除

料金表別表2 ゾーン及び取扱い地域等

別表 デジタルデータサービスにおける基本的な技術的事項

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このデジタルデータサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりデジタルデータサービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、デジタルデータサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線	電気通信設備たる回線
4 デジタルデータ網	主としてデータ通信の用に供することを目的として、インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）
5 デジタルデータサービス	デジタルデータ網を使用して行う電気通信サービス
6 I P V P Nサービス	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うデジタルデータサービス
7 デジタルデータサービス取扱所	デジタルデータサービスに関する業務を行う当社の事業所
8 デジタルデータ契約	当社からデジタルデータサービスの提供を受けるための契約（臨時デジタルデータ契約となるものを除きます。）
9 臨時デジタルデータ契約	30日以内の利用期間を指定して当社からデジタルデータサービスの提供を受けるための契約
10 I P V P N契約	当社から I P V P Nサービスの提供を受けるためのデジタル

	データ契約（臨時IPVPN契約となるものを除きます。）
11 臨時IPVPN契約	30日以内の利用期間を指定して当社からIPVPNサービスの提供を受けるための臨時デジタルデータ契約
12 デジタルデータ申込	デジタルデータ契約又は臨時デジタルデータ契約の申込み
13 IPVPN申込	IPVPN契約又は臨時IPVPN契約の申込み
14 デジタルデータ申込者	デジタルデータ申込をした者
15 IPVPN申込者	IPVPN申込をした者
16 IPVPN契約者	当社とIPVPN契約又は臨時IPVPN契約を締結している者
17 相互接続点	<p>(1) 当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定を含みます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点</p> <p>(2) 当社のパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線又は当社のイーサネット通信サービスに係るイーサネットアクセス回線に係る電気通信設備とデジタルデータ網との接続点</p>
18 協定事業者	当社（別に定める場合に限ります。）又は当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
19 特定事業者	特定の協定事業者
20 他社接続回線	<p>(1) 相互接続点を介して当社のデジタルデータ網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの</p> <p>(2) 相互接続点を介して当社のデジタルデータ網と相互に接続する電気通信回線であって、デジタルデータ契約に基づいて設置されるもの</p>
21 特定他社接続回線	特定事業者に係る他社接続回線
22 取扱所交換設備	電気通信回線を収容するため、デジタルデータサービス取扱所に設置される交換設備
23 特定取扱所交換設備	特定の取扱所交換設備
24 加入契約回線	<p>(1) 相互接続点を介して他社接続回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備</p> <p>(2) 網内接続点（当社の専用サービスに係る契約約款に規定する網内接続点をいいます。以下同じとします。）を介してアクセス回線（当社の専用サービスに係る契約約</p>

	<p>款等に規定するアクセス回線をいいます。以下同じとします。)と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備</p> <p>(3) 端局を介して端末回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備</p>
25 端局	端末回線を収容するデジタルデータサービス取扱所
25の2 端末回線	デジタルデータ契約に基づいて設置される電気通信回線であって、その電気通信回線の終端とその直近のデジタルデータサービス取扱所に設置する電気通信設備との間の電気通信回線
26 当社契約者回線	取扱所交換設備とその取扱所交換設備が設置されているデジタルデータサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
27 アクセスポイント	第3種IPVPNサービスを提供するため、デジタルデータサービス取扱所に設置される電気通信設備
28 特定アクセスポイント	料金表第3(付加機能使用料)に定めるリモートアクセス着信サービスを提供するため、デジタルデータサービス取扱所又は本邦外の電気通信事業者(本邦外において電気通信サービスを提供する者をいいます。以下同じとします。)の事業所に設置される電気通信設備
29 利用契約回線	アクセスポイントと取扱所交換設備との間に設置される電気通信回線
30 加入契約回線等	加入契約回線、当社契約者回線又は利用契約回線
31 ポート	特定の1の加入契約回線等を収容するために、当社が設置する電気通信設備
32 ポート相当	特定の1の加入契約回線等相当の電気通信回線を収容するために、本邦外の電気通信事業者が設置する電気通信設備
33 ポート等	ポート又はポート相当
34 分界点	当社と本邦外の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線の中間点
35の2 端末回線等	端末回線及び当社が設置する端末設備
36 自営端末設備	デジタルデータ契約者(当社とデジタルデータ契約又は臨時デジタルデータ契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)が設置する端末設備
37 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備(料金表通則4に規定するIPVPNサービスに係るものである場合は、その他社接続回線の終端に接続される電気通信設備)であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
38 自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信回線設備を設置するものに限ります。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

39 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）、IPルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件で定める技術基準
40 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第3条の2 次の用語の意味は、それぞれ次の契約約款で定めるところによります。

ただし、この約款に特段の定めがある場合はこの限りでありません。

用語	契約約款
第1類パワードイーサネットサービス	当社のパワードイーサネットサービス契約約款
ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2	当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款
リモートアクセスサービス	当社のリモートアクセスサービス契約約款
削除	
第2種イーサネット通信サービスに係るもの	当社のイーサネット通信サービス契約約款
第5種総合オープン通信網サービスに係るもの	当社の総合オープン通信網サービス契約約款

第2章 デジタルデータサービスの種類等

（デジタルデータサービスの種類）

第4条 デジタルデータサービスには、次の種類があります。

（1）IPVPNサービス

第5条 削除

第6条 削除

（IPVPNサービスの種類）

第7条 IPVPNサービスには、次の種類があります。

種類	内容
第1種IPVPNサービス	加入契約回線を使用して行うIPVPNサービスであって、第4種IPVPNサービス以外のもの
第2種IPVPNサービス	当社契約者回線を使用して行うIPVPNサービスであって、第4種IPVPNサービス以外のもの
第3種IPVPNサービス	利用契約回線を使用して行うIPVPNサービスであって、第4種IPVPNサービス以外のもの
第4種IPVPNサービス	本邦外の電気通信サービスを提供する者（以下「本邦外の電気通信事業者」といいます。）の提供する加入契約回線等相当の電気通信回線を使用し又は当社所定の電気通信設備に回線を収容して行うIPVPNサービス

備考

- 1 IVPNサービスに係る通信は、IPVPNサービスにおいて、あらかじめ設定された1又は2以上のポート等との間（以下「閉域グループ」といいます。）において行うものとします。
- 2 第3種IPVPNサービスに係る利用契約回線は、複数のIPVPN契約者（第3種IPVPNサービスに係るものに限ります。）が共用するものとします。

第8条 削除

第9条 削除

（第1種IPVPNサービスの区別）

第9条の2 第1種IPVPNサービスには、次の区別があります。

タイプI	特定の加入契約回線を使用して行う第1種IPVPNサービス
削除	削除

第3章 デジタルデータサービスの品目等

(デジタルデータサービスの品目等)

第10条 デジタルデータサービスには、料金表第1（基本料）に定める品目又は通信若しくは保守の態様による細目等があります。

第4章 デジタルデータサービスの提供区間等

(デジタルデータサービスの提供区間等)

第11条 当社のデジタルデータサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

。

2 当社は、当社が指定するデジタルデータサービス取扱所において、デジタルデータサービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

(本邦外における取扱い)

第12条 当社のデジタルデータサービスの取扱いに関しては、本邦外の法令、本邦外の電気通信事業者が定める契約条件により制限されることがあります。

第5章 デジタルデータ契約

第1節 削除

第13条～第36条 削除

第2節 削除

第37条～第40条 削除

第3節 I P V P N 契約

(契約の種別)

第41条 I P V P Nに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1（基本料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) I P V P N契約
- (2) 臨時 I P V P N契約

(契約の単位)

第42条 当社は、1のポート等ごとに1のI P V P N契約（臨時I P V P N契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

(共同 I P V P N 契約)

第43条 当社は、1のポート等についてI P V P N 契約者が2人以上となるI P V P N 契約（以下「共同 I P V P N 契約」といいます。）を締結します。

ただし、料金表第1（基本料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の場合において、I P V P N 契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。

(I P V P N 申込の方法)

第44条 I P V P N 申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) I P V P N サービスの種類
- (2) ポート等の品目
- (3) 所属閉域グループ
- (4) 相互接続点、アクセスポイント、網内接続点、端末回線又は当社契約者回線の所在場所
- (5) その他社接続回線に係る協定事業者の電気通信サービスの種類、品目、通信又は保守の態様による細目及び区間並びに協定事業者の氏名又は名称（加入契約回線と他社接続回線とを接続して利用するI P V P N サービスの場合に限ります。）
- (6) そのアクセス回線に係る専用サービスの種類及び品目並びに区間（加入契約回線とアクセス回線とを接続して利用するI P V P N サービスの場合に限ります。）

- (7) 端末回線の終端の設置場所（端末回線を利用する I P V P N サービスの場合に限ります。）
 - (8) 当社契約者回線の終端の設置場所（当社契約者回線を利用する I P V P N サービスの場合に限ります。）
 - (9) 削除
 - (10) その他 I P V P N 申込の内容を特定するための事項
- 2 前項の場合において、その申込が新たに閉域グループを設定する申込みであるときは、その閉域グループの代表者を定めて契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。

（ I P V P N 申込の承諾等）

- 第45条 当社は、 I P V P N 申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、臨時 I P V P N 契約に係る I P V P N 申込があった場合は、申込みのあった I P V P N サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その I P V P N 申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その I P V P N 申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった I P V P N サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) I P V P N 申込者が I P V P N サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 所属閉域グループの代表者の承諾がないとき。
 - (4) 所属閉域グループを構成するポート等の数が当社が別に定める数を超えるとき。
 - (5) ポートの品目に係る符号伝送の速度が、そのポートに係る他社接続回線の品目に係る符号伝送の速度未満であるとき。（加入契約回線と他社接続回線とを接続して利用する I P V P N サービスの場合に限ります。）
 - (6) その加入契約回線と他社接続回線との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (7) 削除
- (8) その他デジタルデータサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その I P V P N 申込（第3種 I P V P N サービスに係るものに限ります。）を承諾しません。
- (1) 第3種 I P V P N サービス（利用契約者回線と接続する電気通信回線が、第1類パワードイーサネットサービスに係るもの又はワイドエリアバーチャルスイッチサービス L2 に係るものに限ります。）に係る利用契約回線に係る契約者名義が、その利用契約回線と相互に接続する電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき。
 - (2) 第3種 I P V P N サービス（利用契約者回線と接続する電気通信回線が、第1類パワードイーサネットサービスに係るもの又はワイドエリアバーチャルスイッチサービス L2 に係るものに限ります。）に係る利用契約回線のみで所属閉域グループが構成されるとき。
- 5 削除

(I P V P N 契約者の数の変更)

第46条 I P V P N 契約者は、 I P V P N 契約者の数を増減する申込みをすることができます。この場合には、新たに I P V P N 契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書（第44条（ I P V P N 申込の方法）の契約申込書に準拠したものとします。）を契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第45条（ I P V P N 申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(所属閉域グループの変更)

第47条 I P V P N 契約者は、所属閉域グループの変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第44条（ I P V P N 申込の方法）及び第45条（ I P V P N 申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(ポート等の品目の変更)

第48条 I P V P N 契約者は、ポート等の品目の変更の請求をすることができます。

ただし、別に定めるもの及び料金表第1（基本料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第45条（ I P V P N 申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(端末回線等の移転)

第49条 I P V P N 契約者（料金表第1（基本料）に定める共用型のものを除きます。）は、加入契約回線、当社契約者回線又は端末回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第45条（ I P V P N 申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います

(端末回線の終端)

第50条 当社は、 I P V P N 契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。

2 前項の地点は、 I P V P N 契約者との協議により当社が定めます。

(端末回線の収容)

第51条 端末回線は、その端末回線の終端のある場所に基づき当社が指定する端局に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、端末回線を収容する端局を変更することができます。

第52条 削除

(他社接続回線との接続)

第53条 当社は、加入契約回線と他社接続回線とを接続して利用する I P V P N サービスに係る I P V P N 申込又は加入契約回線の移転（移転後の加入契約回線の一端が相互接

続点となるものに限ります。) の請求を承諾したときは、I P V P N 申込者又は I P V P N 契約者から指定のあった相互接続点を介して、指定のあった他社接続回線と加入契約回線との接続を行います。

2 当社は、他社接続回線の共用の請求を承諾したときは、I P V P N 契約者から指定のあった相互接続点を介して、指定のあった他社接続回線と指定のあった電気通信サービスに係る電気通信回線との接続を行います。

(他社接続回線接続変更)

第54条 当社は、I P V P N 契約者から請求があったときは、その加入契約回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、他社接続回線接続変更を行います。

2 当社は、第1項の請求があったときは、第45条 (I P V P N 申込の承諾等) の規定に準じて取り扱います。

(アクセス回線との接続)

第55条 当社は、加入契約回線とアクセス回線とを接続して利用する I P V P N サービスに係る I P V P N 申込又は加入契約回線の移転 (移転後の加入契約回線の一端が網内接続点となるものに限ります。) の請求を承諾したときは、I P V P N 申込者又は I P V P N 契約者から指定のあった網内接続点を介して、指定のあったアクセス回線と加入契約回線との接続を行います。

(当社契約者回線の終端)

第56条 当社は、デジタルデータサービス取扱所 (I P V P N 契約者との協議により当社が指定したデジタルデータサービス取扱所とします。) 内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを当社契約者回線の終端とします。

2 前項の地点は、I P V P N 契約者との協議により当社が定めます。

(当社契約者回線の収容)

第57条 当社契約者回線は、その当社契約者回線の終端のあるデジタルデータサービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社契約者回線を収容するデジタルデータサービス取扱所を変更することがあります。

(利用契約回線と当社の電気通信回線等との接続)

第58条 I P V P N 契約者は、その利用契約回線と別記3に定める電気通信回線等 (当社が提供する電気通信サービス等に係るものに限ります。) との接続の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第45条 (I P V P N 申込の承諾等) の規定に準じて取り扱います。

3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、I P V P N 契約者から指定のあったアクセスポイントを介して、指定のあった利用契約回線と指定のあった電気通信サービス等に係る電気通信回線等との接続を行います。

(アクセス回線接続変更)

第59条 当社は、I P V P N 契約者から請求があったときは、そのポートに係る網内接続点の現在の所在場所において、アクセス回線接続変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第45条（I P V P N 申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

（ポート等の利用の一時中断）

第60条 当社は、I P V P N 契約者から請求があったときは、ポート等の利用の一時中断（そのポート等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（I P V P N 契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第61条 I P V P N 契約者がI P V P N 契約に基づいてI P V P N サービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。

第62条 削除

（I P V P N 契約者が行うI P V P N 契約の解除）

第63条 I P V P N 契約者は、I P V P N 契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に書面により通知していただきます。

ただし、I P V P N 契約（当社が別に定める当社又は本邦外の電気通信事業者の電気通信設備を利用するI P V P N サービスに係るものに限ります。）を解除しようとするときは、I P V P N 契約を解除する日の30日前までに、そのことを契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行うI P V P N 契約の解除）

第64条 当社は、次の場合は、そのポート等に係るI P V P N 契約を解除することができます。

（1）第73条（ポート等の利用停止）第1項各号の規定により利用停止をされたポート等について、I P V P N 契約者がなおその事実を解消しないとき。

（2）そのポート等が第45条（I P V P N 申込の承諾等）第3項各号のいずれかの規定に該当することとなったとき。

2 当社は、I P V P N 契約者が第73条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、ポート等の利用停止をしないでそのポート等に係るI P V P N 契約を解除することができます。

3 当社は、第3種I P V P N サービスに係るI P V P N 契約については、第45条（I P V P N 申込の承諾等）第4項各号のいずれかの規定に該当することとなったときは、そのI P V P N 契約を解除します。

4 当社は、前3項の規定により、そのI P V P N 契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをI P V P N 契約者に通知します。

第65条 削除

（その他の契約内容の変更）

第66条 当社は、IPVPN契約者から請求があったときは、第44条（IPVPN申込の方法）第1項第8号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第45条（IPVPN申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第67条 IPVPN契約に係るその他の提供条件については、別に定めるもの、別記4及び5に定めるところによります。

第6章 付加機能

(付加機能の提供)

第68条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第3（付加機能使用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したデジタルデータ契約者が、料金表第3（付加機能使用料）に定める付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の利用の一時中断)

第69条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようになりますことをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表第3（付加機能使用料）に特段の定めがある場合は、その定めによるところによります。

(付加機能の接続休止)

第70条 当社は、付加機能を提供しているデジタルデータサービスに係るポート等の接続休止（第74条（ポート等の接続休止）第1項の接続休止をいいます。）があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

2 当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第74条第2項から第3項までの規定に準じて取り扱います。

第7章 削除

第71条 削除

第8章 ポート等の利用中止等

(ポート等の利用中止)

第72条 当社は、次の場合には、ポート等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第75条（通信利用の制限）の規定により、デジタルデータサービスの利用を中止するとき。
 - (3) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりポート等の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをデジタルデータ契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(ポート等の利用停止)

第73条 当社は、デジタルデータ契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのデジタルデータサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなったデジタルデータサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのポート等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（加入契約回線と相互に接続する特定他社接続回線に係るもの又はデジタルデータサービスと一体的に利用する協定事業者等の契約約款等に規定する電気通信サービスに係るものであって、当社がその料金又は工事に関する費用を設定するものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第100条（利用に係るデジタルデータ契約者の義務）及び第101条の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、端末回線又は当社契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の第1種電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 端末回線等又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を端末回線等又は当社契約者回線から取り外さなかったとき。
 - (5) 削除
 - (6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、デジタルデータサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりポート等の利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をデジタルデータ契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(ポート等の接続休止)

第74条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、デジタルデータ契約者がポート等

を全く利用することができなくなったときは、そのポート等について、接続休止とします。

ただし、そのポート等について、デジタルデータ契約者からポート等の利用の一時中斷若しくは他社接続回線接続変更の請求又はデジタルデータ契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定によりポート等の接続休止をするときは、あらかじめ、そのことをデジタルデータ契約者に通知します。

3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのポート等に係るデジタルデータ契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことをデジタルデータ契約者に通知します。

第9章 通信

第1節 通信利用の制限等

(通信利用の制限)

第75条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が利用しているデジタルデータサービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のデジタルデータサービスの利用を中止する措置を執ることがあります。

機	関	名
気象機関		
水防機関		
消防機関		
災害救助機関		
秩序の維持に直接関係がある機関		
防衛に直接関係がある機関		
海上の保安に直接関係がある機関		
輸送の確保に直接関係がある機関		
通信役務の提供に直接関係がある機関		
電力の供給に直接関係がある機関		
水道の供給に直接関係がある機関		
ガスの供給に直接関係がある機関		
選挙管理機関		
別記16に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関		
預貯金業務を行う金融機関		
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関		

- 通信が輻輳したとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 当社は、デジタルデータ網の通信帯域が逼迫する等して、当社の電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じ、及びひいてはデジタルデータサービスに係る利用者のデジタルデータサービスの利用に支障が生じることを防止するため、デジタルデータ網で取り扱う通信について、大量に受信させる等によってデジタルデータ網その他の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備の通信帯域を不当に逼迫させる等の目的で送信されるIPパケット（以下「特定目的通信」といいます。）の検知を行うとともに、デジタルデータ網で取り扱う通信が特定目的通信であると判断したときは、その通信を破棄することがあります。

第75条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をおきます。）において指定された接続先との通信を制限することができます。

(協定事業者の契約約款等による制約)

第76条 デジタルデータ契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、デジタルデータサービスに係る他社接続回線その他その協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、デジタルデータサービスに係る通信を行うことはできません。

第2節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第77条 通信時間の測定等については、料金表第3（付加機能使用料）に定めるところによります。

第10章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第78条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、その端末回線、当社契約者回線又は他社接続回線について、料金表第4（端末設備使用料）に定めるところにより、端末設備を提供します。

(端末設備の種類の変更)

第79条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その端末設備の種類の変更を行います。

(端末設備の移転)

第80条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の接続変更)

第81条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、現在接続されている当社契約者回線以外の当社契約者回線への接続の変更（以下「接続変更」といいます。）を行います。

2 前項の接続変更については、第78条（端末設備の提供）の規定に準じて取り扱います。

(端末設備の利用の一時中断)

第82条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第11章 回線相互接続

(回線相互接続)

第83条 デジタルデータ契約者は、その当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合には、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面を契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関して、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。
- 3 デジタルデータ契約者は、その接続について、第1項の規定により契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合には、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 デジタルデータ契約者は、その接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に通知していただきます。

第12章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第84条 当社が提供するデジタルデータサービスの料金は、基本料（料金表第1（基本料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、付加機能使用料（料金表第3（付加機能使用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及び端末設備使用料（料金表第4（端末設備使用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

2 削除

3 当社が提供するデジタルデータサービスの工事に関する費用は、工事費（料金表第6（工事費）に定める工事費をいいます。以下同じとします。）とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本料等の支払義務)

第85条 デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータ契約に基づいて当社がデジタルデータサービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備については、その提供を開始した日）から起算してデジタルデータ契約の解除（付加機能又は端末設備については、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供するデジタルデータサービスの態様に応じて、基本料等（料金表第1（基本料）、料金表第3（付加機能使用料）又は料金表第4（端末設備使用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりデジタルデータサービスを利用することができない状態が生じたときの基本料等の支払いは、次によります。

（1）利用の一時中断をしたときは、デジタルデータ契約者は、その期間中の基本料等の支払いを要します。

（2）利用停止があったときは、デジタルデータ契約者は、その期間中の基本料等の支払いを要します。

（2）の2 第4種IPVPNサービスにおいて、本邦外の電気通信事業者が設置する電気通信設備、電気通信回線、ポート相当及びその他の設備等に起因又は関連して、そのデジタルデータサービスを全く利用できない状態（そのデジタルデータサービスによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、デジタルデータ契約者は、その期間中の基本料等の支払いを要します。

（3）前3号の規定によるほか、デジタルデータ契約者は、次の場合を除いて、デジタルデータサービスを利用できなかった期間中の基本料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 デジタルデータ契約者の責めによらない理由により、そのデジタルデータサービスを全く利用できない状態（そのデジタルデータサービス	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（左欄に規定する時間の倍数である部分に限りま

による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。) が生じた場合 (2 欄から 4 欄までに該当する場合を除きます。) に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連續したとき。

区分	時間
(1) (2) 及び (3) 以外のもの	1時間
(2) 第 1 種 I P V P N サービス (その加入契約回線と端末回線とを接続して利用するもの及び料金表第 1 (基本料) に規定する特定 L A N 型 (特定事業者の I P ルーティング網接続専用サービスに係るものに限ります。) に係るものに限ります。) 及び第 4 種 I P V P N サービス (料金表第 1 (基本料) に規定する I P s e c 型に相当する品目に係るものに限ります。)	12時間
(3) 第 1 種 I P V P N サービス (料金表に規定する特定 L A N 型 (その加入契約回線に係る特定他社接続回線が特定事業者の I P 通信網サービスに係るものに限ります。) に係るものに限ります。) 及び第 4 種 I P V P N サービス (料金表第 1 (基本料) に規定する I P s e c 型に相当する品目に係るものに限ります。)	24時間
2 当社の故意又は重大な過失により、そのデジタルデータサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのデジタルデータサービス (そのデジタルデータサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての基本料等
3 ポート等の移転 (当社の書面による許可なく移転された場合を除きます。) 、他社接続回線接続変更、アクセス回線接続変更又は相互接続点の所在場所の変更に伴って、デジタルデータサービスを利用できなくなった期間が生じたと	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのデジタルデータサービス (そのデジタルデータサービスの一部を利用できなかつ

す。) に対応するそのデジタルデータサービス (そのデジタルデータサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての基本料等

き（デジタルデータ契約者の都合により、デジタルデータサービスを利用しなかった場合であって、デジタルデータサービスに係る電気通信設備を保留したときを除きます。）。	た場合は、その部分に限ります。)についての基本料等
4 デジタルデータサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのデジタルデータサービス（そのデジタルデータサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての基本料等

3 第1項の期間において、デジタルデータ契約者が加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又はアクセス回線を利用することができない状態が生じたときの基本料等の支払いは、次によります。

- (1) 加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又はアクセス回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他接続回線又はアクセス回線の契約者に帰する事由により、デジタルデータ契約者がその他接続回線又はアクセス回線を利用することができなくなった場合であっても、デジタルデータ契約者は、その期間中の基本料等の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、デジタルデータ契約者は、次の場合を除いて、加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又はアクセス回線を利用できなかった期間中の基本料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 デジタルデータ契約者の責めによらない理由により、加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又はアクセス回線を全く利用できない状態（その他接続回線又はアクセス回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第3号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第3号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのデジタルデータサービス（そのデジタルデータサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての基本料等
2 加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又はアクセス回線に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失により、当該他社接続回線又はアクセス回線を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのデジタルデータサービス（そのデジタルデータサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての基本料等

4 前三項の規定にかかわらず、第1項の期間において、デジタルデータ契約者が分界点を介してデジタルデータサービスと相互に接続する本邦外の電気通信事業者が提供するデジタルデータサービスに相当するサービスに係る電気通信設備を全く利用できない状

態が生じたときは、デジタルデータ契約者は、デジタルデータサービスと相互に接続する本邦外の電気通信事業者が提供するデジタルデータサービスに相当するサービスに係る電気通信設備を利用できなかった期間中の基本料等の支払いを要します。5 第2項から第4項までの規定にかかわらず、IPVPNサービスに係る基本料の取扱いについて、料金表第1（基本料）1（適用）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

6 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（通信料金の支払義務）

第86条 デジタルデータ契約者は、当社又は協定事業者等が測定した通信時間と料金表第3（付加機能使用料）の定めとに基づいて算定した通信料金（料金表第3（付加機能使用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

2 デジタルデータ契約者は、通信料金について、当社又は協定事業者等の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第3（付加機能使用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において特別の事情があるときは、当社は、当該デジタルデータ契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第87条 削除

（工事費の支払義務）

第88条 デジタルデータ契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのデジタルデータ契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 デジタルデータ契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額（当社が行う第4種IPVPNサービスに係る工事又は本邦外に係る工事については、その費用の額に消費税相当額を加算しない額とします。）とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第89条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第90条 デジタルデータ契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金等を免れた場合は、その免れた額の2倍に相当する額とします。）を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第91条 デジタルデータ契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第13章 最低利用期間

(最低利用期間)

第92条 デジタルデータサービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、デジタルデータサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 デジタルデータ契約者は、前項の最低利用期間内にデジタルデータ契約の解除又は付加機能の廃止等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

第14章 保守

(デジタルデータ契約者の維持責任)

第93条 デジタルデータ契約者は、その端末回線等、当社契約者回線又は他社接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(デジタルデータ契約者の切分責任)

第94条 デジタルデータ契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が端末回線等、当社契約者回線又は他社接続回線に接続されている場合であって、デジタルデータサービスを利用できなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、デジタルデータ契約者から要請があったときは、当社は、デジタルデータサービス取扱所において試験を行い、その結果をデジタルデータ契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により、当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、デジタルデータ契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、デジタルデータ契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(当社の設置した電気通信設備の修理又は復旧)

第95条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧します。

- 2 デジタルデータ契約者は、その電気通信設備を利用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

(修理又は復旧の順位)

第96条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第75条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの

	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記16に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第15章 損害賠償

(責任の制限)

第97条 当社は、デジタルデータサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者等の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者等の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのデジタルデータサービスが全く利用できない状態（そのデジタルデータサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第85条（基本料等の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、当該デジタルデータ契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者等が当該協定事業者等の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りでありません。

- 2 前項の場合において、当社は、デジタルデータサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第85条第2項第3号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応する当該デジタルデータサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 基本料等（そのデジタルデータサービスに係る電気通信設備の一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る基本料等とします。）
 - (2) 通信料金（そのデジタルデータサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、デジタルデータサービスの提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信設備における障害であるときは、デジタルデータサービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。
- 4 当社は、デジタルデータサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

（注1）本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、デジタルデータサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

（注2）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第98条 当社は、当社契約者回線の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、デジタルデータ契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、当社の故意又は重大な過失がない限り、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変

更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、IPルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更（端局の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、この約款の他の規定にかかわらず、本邦外の電気通信事業者が設置する電気通信設備、電気通信回線、ポート相当及びその他の設備等に起因又は関連して、第4種IPVPNサービスの提供ができなかったことにより生じたいかなる損害も、当社の故意又は重大な過失がない限り、これを賠償しません。

第16章 雜則

(承諾の限界)

第99条 当社は、デジタルデータ契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求において、加入契約回線と他社接続回線との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その請求内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないときを含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたデジタルデータ契約者に通知します。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係るデジタルデータ契約者の義務)

第100条 デジタルデータ契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) その当社契約者回線を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその当社契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その当社契約者回線に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) その当社契約者回線を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 料金表第3（付加機能使用料）に定めるユーザID（そのデジタルデータ契約者が指定する者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、そのデジタルデータ契約者が指定するものをいいます。以下同じとします。）又はパスワード（ユーザIDの認証に用いる文字列であって、当社が別に定める基準を満たすものをいいます。以下同じとします。）について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に届け出ること。
 - (6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、デジタルデータサービスを利用しないこと。
- 2 デジタルデータ契約者は、前項の規定に違反してその当社契約者回線を失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第101条 デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータサービスに係る電気通信設備をデジタルデータ契約者以外の者に使用させる場合は、前条の規定によるほか、次のことを守っていただきます。

- (1) デジタルデータ契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、そのデジタルデータサービスに係る電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) デジタルデータ契約者は、デジタルデータサービスに係る料金又は工事に関する費用のうち、そのデジタルデータサービスに係る電気通信設備を使用する者の使用によ

るものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。

(3) デジタルデータ契約者は、当社が別に定める事項について、その当社契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その当社契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- (1) 第93条（デジタルデータ契約者の維持責任）
- (2) 第94条（デジタルデータ契約者の切分責任）
- (3) 別記7（自営端末設備の接続）
- (4) 別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- (5) 別記9（自営電気通信設備の接続）
- (6) 別記10（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（デジタルデータ契約者からの当社契約者回線の設置場所の提供等）

第102条 デジタルデータ契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

（デジタルデータ契約者からの通知）

第103条 デジタルデータ契約者は、他社接続回線について、第44条（IPVPN申込の方法）に規定する事項、利用休止その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 他社接続回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所等の変更
- (2) 他社接続回線に係る契約の解除

（デジタルデータ契約者の情報の取得）

第103条の2 デジタルデータ契約者は、本サービス提供にかかるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

（デジタルデータ契約者の氏名等の通知）

第104条 当社は、協定事業者から要請があったときは、デジタルデータ契約者（その協定事業者とデジタルデータサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することができます。

（協定事業者からの通知）

第105条 デジタルデータ契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なデジタルデータ契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（デジタルデータ契約者に係る情報の利用）

第106条 当社は、第103条の2に定めるデジタルデータ契約者に係る情報を、当社又は協

定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、デジタルデータ契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

2 第103条の2、第104条及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得したデジタルデータ契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「KDDIプライバシーポリシー (<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>)」が適用されます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第107条 当社は、デジタルデータ契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をしたデジタルデータ契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

(2) そのデジタルデータ契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのデジタルデータ契約者が当社が定める支払期日を超えてなお支払わないときは、当社は、そのデジタルデータ契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(デジタルデータサービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第108条 デジタルデータサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

。

2 当社は、当社が指定するデジタルデータサービス取扱所において、デジタルデータサービスを利用するうえで参考となる別記17に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第109条 デジタルデータサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記7から11までに定めるところによります。

(閲覧)

第110条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第17章 附帯サービス

(附帯サービス)

第111条 デジタルデータサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記12から15及び21に定めるところによります。

別記

1 デジタルデータサービスの提供区間

当社のデジタルデータサービスは、次の区間において提供します。

- (1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合を含みます。）
- (2) 相互接続点と/当社契約者回線の終端、アクセスポイント、網内接続点又は分界点との間
- (3) 端末回線の終端相互間（1の端末回線の終端に終始する場合を含みます。）
- (4) 端末回線の終端と/当社契約者回線の終端、アクセスポイント、網内接続点又は分界点との間
- (5) 当社契約者回線の終端相互間
- (6) 当社契約者回線の終端と/アクセスポイント、網内接続点又は分界点との間
- (7) アクセスポイントと/網内接続点又は分界点との間
- (8) 網内接続点相互間
- (9) 網内接続点と/分界点との間

2 削除

3 利用契約回線と接続ができる当社の電気通信回線等

(1) 第3種IPVPNサービスに係るもの

ア リモートアクセスサービスに係るもの

イ 削除

ウ 削除

エ 削除

オ 削除

カ 第1類パワードイーサネットサービスに係るもの

キ ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの

3の2 加入契約回線と接続ができる当社の電気通信回線等

(1) 第1種IPVPNサービスに係るもの（特定LAN型に係るものに限ります。）

ア 第2種イーサネット通信サービスに係るもの（特定他社接続回線に係るものに限ります。）

4 デジタルデータ契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併によりデジタルデータ契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に届け出させていただきます。

(2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 デジタルデータ契約者の氏名等の変更

- (1) デジタルデータ契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うデジタルデータサービス取扱所に届け出でていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) デジタルデータ契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

6 デジタルデータ契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 端末回線又は当社契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が端末回線等又は当社契約者回線を設置するために必要な場所は、そのデジタルデータ契約者から提供していただきます。
ただし、デジタルデータ契約者から要請があったときは、当社は、その端末回線等又は当社契約者回線の設置場所を提供することができます。
- (2) 当社がデジタルデータ契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、デジタルデータ契約者から提供していただくことがあります。
- (3) デジタルデータ契約者は、端末回線等又は当社契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

7 自営端末設備の接続

- (1) デジタルデータ契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)、技術基準等に適合することについて事業法第68条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第72条の3第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) デジタルデータ契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
- (6) デジタルデータ契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1) から(5) までの規定に準じて取り扱います。
- (7) デジタルデータ契約者は、その当社契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、デジタルデータ契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。この場合において、デジタルデータ契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、デジタルデータ契約者は、その自営端末設備を端末回線又は当社契約者回線から取りはずしていただきます。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) デジタルデータ契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) デジタルデータ契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
- (6) デジタルデータ契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(5) までの規定に準じて取り扱います。

(7) デジタルデータ契約者は、その端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

11 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

12 協定事業者等の電気通信サービスに関する手続きの代行

(1) 当社は、デジタルデータ申込者又はデジタルデータ契約者から要請があったときは、デジタルデータサービスと一体的に利用する協定事業者等の電気通信サービスの利用に係る協定事業者等に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

(2) 当社は、デジタルデータ申込者又はデジタルデータ契約者から要請があったときは、次のすべてに該当する場合に限り、当該デジタルデータ契約者が支払いをする料金その他の債務及び本邦外契約者が支払いをする料金その他の債務（本邦外の電気通信事業者が定めるところにより支払いをすることとなった電気通信サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）について、当社又は本邦外の電気通信事業者のいずれか一方に対する一括支払の取扱いを行います。

ア 本邦外の電気通信事業者の合意があること。

イ 一括支払を行う支払い先を変更しないこと。

ただし、デジタルデータ契約者から要請があり、一括支払の取扱いを廃止する場合は、この限りでありません。

(3) (2)の一括支払を当社に対して行う場合、本邦外の電気通信事業者に係る料金その他の債務は、当社が別に定める換算率により本邦通貨に換算することとします。

13 利用状況の報告等

(1) 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、デジタルデータサービスの利用状況についての報告等を行います。

(2) デジタルデータ契約者は、(1)の請求をし、その報告等を受けたときは、当社が別に定めるところにより、郵送料等（実費）の支払いを要します。

14 削除

15 トラフィックレポートの発行

当社は、IPVPN契約者（臨時IPVPN契約に係るもの）を除きます。以下この別記15において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、IPVPNサービスに係るトラフィックレポート（当社が別に定める時間内に測定した符号の総量（そのIPVPNサービスに係るものに限ります。）をその時間で除して得た値をグラフにしたもの）を発行します。

16 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

17 デジタルデータサービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

18 削除

19 削除

20 削除

21 支払証明書の発行

- (1) 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、その契約者に係るデジタルデータ契約の支払証明書を発行します。
- (2) デジタルデータ契約者は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第7（附帯サービスに関する料金）に定める料金を支払っていただきます。

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 加入契約回線と相互に接続する特定他社接続回線（特定事業者のイーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス、イーサネット通信網サービス、パワードイーサネットサービス、イーサネット網サービス、専用サービス、高速イーサネット専用サービス、L A N型通信網サービスに係るものに限ります。）又は工事に関する費用（特定事業者の専用サービス又はイーサネット通信網サービスに関する契約約款等の規定により、特定事業者が設定する料金又は工事に関する費用を除きます。以下「特定料金等」といいます。）は、当社が設定するものとします。

(注) 1の「特定事業者」は、北海道総合通信網株式会社、株式会社トーケネット、北陸通信ネットワーク株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社オプテージ、株式会社エネコム、株式会社S T N e t 、株式会社Q T n e t 、O T N e t 株式会社又は当社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線であるときに限ります。）とします。

- 2 特定料金等は、当社の専用サービス又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等に定めるところによります。この場合において、特定他社接続回線の種類、品目及び通信又は保守の態様による細目は、専用サービス又はイーサネット通信サービス契約約款等に定めるところによります。

3 削除

4 削除

- 5 I P V P Nサービスに係る料金は、当社のデジタルデータサービスの提供区間と本邦外の電気通信事業者の電気通信サービスの提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

6 削除

- 7 デジタルデータサービスの料金のうち、当社と協定事業者が相互接続協定に基づき合意したものの料金は、この約款の規定にかかわらず、デジタルデータサービスとその協定事業者の電気通信サービスとを合わせて、その協定事業者が定めるものとし、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

- 8 デジタルデータサービスの料金のうち、当社と本邦外の電気通信事業者が業務協定に基づき合意したものの料金は、この約款の規定にかかわらず、デジタルデータサービスとその本邦外の電気通信事業者の電気通信サービスとを合わせて、その本邦外の電気通信事業者が定めるものとし、その本邦外の電気通信事業者の契約条件に定めるところによります。

- 9 7又は8の場合において、協定事業者又は本邦外の電気通信事業者が設定した料金に

については、その協定事業者又は本邦外の電気通信事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等又は本邦外の電気通信事業者の契約条件に定めるところによります。

10 当社のデジタルデータサービスと一体的に利用される協定事業者の電気通信サービスであって、当社と協定事業者が相互接続協定に基づき合意したものの料金は、その協定事業者の契約約款等に規定するところに従って、当社がそのデジタルデータサービスに係るデジタルデータ契約者に請求するものとします。この場合において、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に規定するところによります。

(料金の計算方法)

11 当社は、月額料金（基本料等のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、及び通信料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社がデジタルデータ契約者ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

12 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

13 当社は、月額料金及び通信料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

13の2 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2) 以外の料金	この約款に定める税抜価格により行います。
(2) 27のただし書きに掲げる料金	この約款に定める額により行います。

14 削除

15 削除

(端数処理)

16 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

17 デジタルデータ契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

18 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

19 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

（料金等支払いの連帶責任）

20 共同契約を締結している各デジタルデータ契約者は、デジタルデータ契約者が支払わなければならぬ料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帶責任があります。

（料金の一括後払い）

21 当社は、当社に特別の事情がある場合は、デジタルデータ契約者（臨時デジタルデータ契約者（当社と臨時デジタルデータ契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）を除きます。）の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

22～25 削除

（前受金）

26 当社は、料金又は工事に関する費用について、デジタルデータ契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）26の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

（消費税相当額の加算）

27 第85条（基本料等の支払義務）及び第88条（工事費の支払義務）の規定その他約款の規定その他この約款の規定により支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）に基づき計算された額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金又は工事に関する費用については、この限りでありません。

- (1) 第4種IPVPNサービスに係るもの
- (2) 接続付加料に係るもの
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 本邦外に係る工事費
- (6) 削除
- (7) 延滞利息
- (8) 30の規定に従って支払いを要する料金

（料金等の臨時減免）

28 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することができます。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のデジタルデータサービス取扱所に掲

示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

29 デジタルデータサービスには、臨時デジタルデータ契約に係るもの及び長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。

30 デジタルデータ契約者（臨時デジタルデータ契約者を除きます。）は、最低利用期間内にデジタルデータ契約の解除又は当社が別に定める付加機能の廃止があった場合は、第85条（基本料等の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する基本料又は付加機能使用料の額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(特定料金等に関するその他の取扱い)

31 削除

32 削除

33 2の規定による特定料金等に関するその他の取扱い（最低利用期間、責任の制限及び専用契約者からの通知を含みます。）は、当社の専用サービス又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等に規定するところによります。

34 デジタルデータ契約者は、2の規定による特定料金等の適用に関しては、専用サービス又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等に規定する専用契約者又はイーサネット通信契約者とみなします。

(料金等の請求)

35 デジタルデータサービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、この約款、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き（<https://biz.kddi.com/support/payment/>）」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「WEB de 請求書ご利用規約」または「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

第1 基本料

1 適用

基本料の適用については、第85条（基本料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基 本 料 の 適 用											
(1) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、デジタルデータサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目等を定めます。</p> <p>ア I P V P Nサービスに係る接続型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続型</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速ディジタル型</td><td>別表の1に規定するユーザ・網インタフェースに係る別に定める加入契約回線等を使用して行うもの</td></tr> <tr> <td>LAN型</td><td> <p>(1) その加入契約回線と相互に接続する電気通信回線が第2種イーサネット通信サービスに係る電気通信回線であるもの</p> <p>(2) 別表の3に規定するユーザ・網インタフェースに係る当社契約者回線を使用して行うもの</p> <p>(3) その利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信回線がリモートアクセスサービス（LAN型のものに限ります。）、イーサネット通信サービス、第1類パワードイーサネットサービス、又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るものであるもの</p> </td></tr> <tr> <td>特定LAN型</td><td>その加入契約回線に係る特定他社接続回線が特定事業者のイーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス、パワードイーサネットサービス、イーサネット網サービス、高速イーサネット専用サービス、I P通信網サービス又はI Pルーティング網接続専用サービスに係るものであるもの</td></tr> <tr> <td>I Psec型</td><td>当社が別に定める端末設備と当社の電気通信設備との間でI Pセキュリティプロトコルを利用した通信を行うもの</td></tr> </tbody> </table>	接続型	内 容	高速ディジタル型	別表の1に規定するユーザ・網インタフェースに係る別に定める加入契約回線等を使用して行うもの	LAN型	<p>(1) その加入契約回線と相互に接続する電気通信回線が第2種イーサネット通信サービスに係る電気通信回線であるもの</p> <p>(2) 別表の3に規定するユーザ・網インタフェースに係る当社契約者回線を使用して行うもの</p> <p>(3) その利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信回線がリモートアクセスサービス（LAN型のものに限ります。）、イーサネット通信サービス、第1類パワードイーサネットサービス、又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るものであるもの</p>	特定LAN型	その加入契約回線に係る特定他社接続回線が特定事業者のイーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス、パワードイーサネットサービス、イーサネット網サービス、高速イーサネット専用サービス、I P通信網サービス又はI Pルーティング網接続専用サービスに係るものであるもの	I Psec型	当社が別に定める端末設備と当社の電気通信設備との間でI Pセキュリティプロトコルを利用した通信を行うもの
接続型	内 容										
高速ディジタル型	別表の1に規定するユーザ・網インタフェースに係る別に定める加入契約回線等を使用して行うもの										
LAN型	<p>(1) その加入契約回線と相互に接続する電気通信回線が第2種イーサネット通信サービスに係る電気通信回線であるもの</p> <p>(2) 別表の3に規定するユーザ・網インタフェースに係る当社契約者回線を使用して行うもの</p> <p>(3) その利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信回線がリモートアクセスサービス（LAN型のものに限ります。）、イーサネット通信サービス、第1類パワードイーサネットサービス、又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るものであるもの</p>										
特定LAN型	その加入契約回線に係る特定他社接続回線が特定事業者のイーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス、パワードイーサネットサービス、イーサネット網サービス、高速イーサネット専用サービス、I P通信網サービス又はI Pルーティング網接続専用サービスに係るものであるもの										
I Psec型	当社が別に定める端末設備と当社の電気通信設備との間でI Pセキュリティプロトコルを利用した通信を行うもの										
備考	<p>1 I P V P Nサービスについては、接続型の変更を伴う品目の変更を行うことはできません。</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p> <p>7 削除</p> <p>8 LAN型に係るI P V P Nサービスについては、臨時I P V P N</p>										

契約は締結しません。

9 特定LAN型に係るIPVPNサービスについては、臨時IPVPN契約は締結しません。

10 特定LAN型に係るIPVPNサービス（他社接続回線に係る協定事業者が北海道総合通信網株式会社であるものに限ります。）については、共同IPVPN契約は締結しません。

11 特定LAN型に係るIPVPNサービスについては、協定事業者の変更を伴う他社接続回線の接続変更は行うことができません。

(注) 特定LAN型に係る「協定事業者」は、NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、北海道総合通信網株式会社、株式会社トーケネット、当社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線であるときに限ります。）、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社STNet又は株式会社オプテージとします。

イ IPVPNサービス（第4種IPVPNサービスを除きます。）に係る品目

(ア) 削除

(イ) 削除

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) 削除

(カ) LAN型及び特定LAN型に係る品目

① ②以外のもの

品目	内容
0. 5Mb/s	0. 5メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
20Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
40Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
60Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
70Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
80Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
90Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なものの

100 Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
200 Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
300 Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
400 Mb/s	400メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
500 Mb/s	500メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
600 Mb/s	600メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
700 Mb/s	700メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
800 Mb/s	800メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
900 Mb/s	900メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
1 Gb/s	1000メガビット/秒の符号伝送が可能なものの

備考

- 1 第1種IPVPNサービス（特定LAN型であって、（力）の①に係るものに限ります。）については、第1種IPVPNサービス（特定LAN型であって、（力）の②に係るものに限ります。）に係る品目との間の変更は、できないものとします。
- 2 1000BASE-SX接続に係る加入契約回線又は当社契約者回線を使用して行うIPVPNサービスについては、当該IPVPNサービス以外に係る品目との間の変更は、できないものとします。
- 3 削除
- 4 第3種IPVPNサービス（第1類パワードイーサネットサービス又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2と接続するものに限ります。）については、0.5Mb/sから90Mb/s及び200Mb/sから1Gb/sは提供しません。
- 5 0.5Mb/sは、第1種IPVPNサービス（LAN型又は特定LAN型（当社が別に定める協定事業者に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又は第3種IPVPNサービス（その利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信回線がリモートアクセスサービス（LAN型のものに限ります。）であるものに限ります。）に限り提供します。
- 6 200Mb/sから1Gb/sは、第1種IPVPNサービス（LAN型又は特定LAN型（当社が別に定める協定事業者に係るものに限ります。）であるものに限ります。）又は第2種IPVPNサービスに限り提供します。
- 7 第1種IPVPNサービス（200Mb/sから1Gb/sのものに限ります。）、第2種IPVPNサービス（200Mb/sから1Gb/sのものに限ります。）及び第3種IPVPNサービスについては、全二重通信のものに限り提供します。
- 8 1000BASE-SX接続に係る加入契約回線又は当社契約者回線を使用して行うIPVPNサービスについては、全二重通信のものに限り提供します。

(注) 5に規定する当社が別に定める協定事業者は、NTT東日本株式会社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がIPル

ティング網サービスであるときに限ります。）、N T T西日本株式会社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がI Pルーティング網サービスであるときに限ります。）、株式会社トーケネット、北陸通信ネットワーク株式会社、当社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線であるときに限ります。）、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社オプテージ、株式会社エネコム、株式会社S T N e t 又は株式会社Q T n e t とします。

（注）6に規定する当社が別に定める協定事業者は、N T T東日本株式会社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がI Pルーティング網サービスであるときに限ります。）、N T T西日本株式会社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がI Pルーティング網サービスであるときに限ります。）、北海道総合通信網株式会社、当社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線であるときに限ります。）、株式会社オプテージ又は株式会社エネコムとします。

② 削除

ウ 第4種I P V P Nサービスに係る品目

（ア）高速ディジタル型に相当する品目

品 目	内 容
5 6 K b／s	5 6 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの
6 4 K b／s	6 4 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの
1 2 8 K b／s	1 2 8 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの
1 9 2 K b／s	1 9 2 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの
2 5 6 K b／s	2 5 6 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの
3 8 4 K b／s	3 8 4 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの
5 1 2 K b／s	5 1 2 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの
7 6 8 K b／s	7 6 8 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの
1 M b／s	1. 1 5 2 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
1. 5 M b／s	1. 5 3 6 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
2 M b／s	2. 0 4 8 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
4 5 M b／s	4 4. 7 3 6 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
1 5 0 M b／s	1 5 5. 5 2 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
備考	

邦外の電気通信事業者の取扱いにより、第4種IPVPNサービスに係る品目が制限されることがあります。

(イ) LAN型に相当する品目

品目	内容
1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
20Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
40Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
60Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
70Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
80Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
90Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なものの

備考 本邦外の電気通信事業者の取扱いにより、第4種IPVPNサービスに係る品目が制限されることがあります。

(ウ) IPsec型に相当する品目

品目	内容
1Mb/s	最大1メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
2Mb/s	最大2メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
4Mb/s	最大4メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
6Mb/s	最大6メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
8Mb/s	最大8メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
10Mb/s	最大10メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
20Mb/s	最大20メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
40Mb/s	最大40メガビット/秒の符号伝送が可能なものの

備考

- 1 本邦外の電気通信事業者の取扱いにより、第4種IPVPNサービスに係る品目が制限されることがあります。
- 2 IPsec型に相当する品目については、臨時IPVPN契約及び共同IPVPN契約は締結しません。
- 3 1のIPsec型に相当する品目に接続することが可能なIPsec通信路は当社が別に定めるところによります。

(1) の 2 端末 回線距 離の測 定	端末回線距離は、当社が別に定める方法により測定します。
(1) の 3 回線 距離測 定の起 算点の 変更が あつた 場合の 料金の 適用	端末回線の移転工事若しくはその端末回線の端局に係る回線距離測定の起算点の指定の変更によりその端末回線の端局に係る回線距離測定の起算点の変更があつたとき、又は回線距離測定の起算点の位置の変更があつたときは、基本料等を再算定します。
(2) 削除	
(3) 削除	
(4) 削除	
(5) 所属 閉域グ ループ に係る 料金の 適用	<p>所属閉域グループに第4種IPVPNサービスに係るポート相当を含む場合（ポート相当のみで閉域グループを構成する場合又はその閉域グループ内に当社が別に定める端末回線に係るポートを含む場合を除きます。）は、その所属閉域グループに係るポート相当の合計品目に応じて定まる接続付加料をその所属閉域グループの代表者に適用します。</p> <p>ただし、その合計品目がその所属閉域グループに係るポートの合計品目より大きい場合は、ポートの合計品目を接続付加料に係る合計品目とします。</p>
(5) の 2	削除

(6) 特定他社接続回線の料金の適用	<p>料金表通則2及び3に基づき、当社がこの約款において料金を設定する特定他社接続回線（料金表通則3に規定するものに限ります。）は、次のアからエに掲げるものとします。</p> <p>この場合、次のアからエに掲げる特定他社接続回線に係る料金の計算における次のアからエのそれぞれに掲げる事項の適用については、特定事業者の専用サービスに関する契約約款の規定に準じて取り扱うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 削除 イ 削除 ウ I P ルーティング網接続専用サービスのもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) I P ルーティング網接続専用サービスの品目 (イ) 復旧等に伴い特定他社接続回線の経路を変更した場合における料金の適用 									
(7) 削除										
(7) の2 削除										
(8) 削除										
(9) 削除										
(10) 削除										
(11) I P V P N サービスの長期継続利用に係る基本料の適用	<p>ア 当社は、I P V P N 契約者（臨時I P V P N 契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、当該I P V P N 契約に係るI P V P N サービス（第1種I P V P N サービス（通則3に規定するもの又はL A N型（その加入契約回線と端末回線とを接続して利用するものに限ります。）のものに限ります。）又は第4種I P V P N サービスに限ります。以下この欄において同じとします。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本料については、2（料金額）に規定する額（この表の（10）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から下表に規定する額を減額した額を適用します。この場合、長期継続利用には、下表の2種類があり、あらかじめ、いずれか1の種類を選択していただきます。</p>									
月額										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>継続して利用する期間</th><th>基本料の減額（税抜価格）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td><td>3年間</td><td>2（料金額）に規定する額に0.07を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>(イ) 6年利用</td><td>6年間</td><td>2（料金額）に規定する額に0.11を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table>		種類	継続して利用する期間	基本料の減額（税抜価格）	(ア) 3年利用	3年間	2（料金額）に規定する額に0.07を乗じて得た額	(イ) 6年利用	6年間	2（料金額）に規定する額に0.11を乗じて得た額
種類	継続して利用する期間	基本料の減額（税抜価格）								
(ア) 3年利用	3年間	2（料金額）に規定する額に0.07を乗じて得た額								
(イ) 6年利用	6年間	2（料金額）に規定する額に0.11を乗じて得た額								
<p>イ 長期継続利用に係る基本料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（I P V P N 契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのポート等の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、ポート等の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係るポート等について、当該I P V P N 契約</p>										

の解除があった場合、所属閉域グループについて、接続付加料の適用がなくなった場合又は長期継続利用の適用を受けている I P V P N 契約者から、そのポートについて、この表の (16) 欄に規定する同一品目割引 II の申出があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る I P V P N 契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の 10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出でいただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類に係る長期継続利用期間が変更前の種類に係る長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができるものとします。

キ 前カの規定により、長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る基本料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用するものとします。この場合において、変更後の種類に係る長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類に係る長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出することとします。

ク 長期継続利用に係る I P V P N 契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止を行った場合には、下表に規定する料金の額に消費税相当額を加算した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区分	支払いを要する料金の額（税抜価格）
(ア) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の基本料の額に0.35を乗じて得た額

(12) 所属閉域グループの合計品目による基本料の割引の適用

ア I P V P N 契約者（臨時 I P V P N 契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る I P V P N サービス（第 2 種 I P V P N サービスに限ります。以下この欄において同じとします。）について、その所属閉域グループに係るそれぞれのポートの品目の合計品目が 300 Mb/s を超える場合であって、その I P V P N 契約者から申出があった場合には、その I P V P N 契約に係る基本料（接続付加料を除きます。）については、2（料金額）に規定する額（この表の (11) 欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）の合計額に、下表に規定する割引率を乗じて得た額の割引（以下「合計品目割引」といいます。）を行います。

所属閉域グループに係る合計品目	割引率
300 Mb/s を超え 400 Mb/s まで	10.0%
400 Mb/s 以上	20.0%

イ 所属閉域グループに係る合計品目の算出において、その計算結果に 1 Mb/s 未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ウ 合計品目割引は、I P V P N 契約者からの申出を当社が承諾した日（I P V P N 契約の申込みと同時に合計品目割引の申出があった場合は、その I P V P N 契約に係るポートの提供を開始した日）からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。

エ 所属閉域グループに係る I P V P N 契約者の契約の解除若しくはポー

	トの品目の変更により、アに規定する条件を満たさなくなったときは、合計品目割引を廃止します。												
(13) 削除													
(14) 削除													
(15) 削除													
(16) サービス品質（稼働率）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した稼働率（1の料金月において、その料金月の日数に24時間乗じて得た時間から、IPVPN契約者（第1種IPVPNサービス（その加入契約回線と相互に接続する電気通信回線が端末回線であるものに限ります。）に係るもの、第3種IPVPNサービス（イーサネット型（第1類パワードイーサネットサービスに係るもの及びワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るものに限ります。）に係るもの）に係るもの、第4種IPVPNサービスに係るもの及び臨時IPVPN契約に係るもの）を除きます。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、IPVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態（そのIPVPNサービスによる通信に著しい支障が生じ、一部又は全部が利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合の時間を除く時間を、その料金月の日数に24時間乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下同じとします。）について、その稼働率が99.9%を下回った場合は、その料金月におけるIPVPNサービスに係る基本料（接続付加料を除きます。以下の欄において同じとします。）の額（その料金月においてこの表の（1）欄から（15）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）に下表の料金返還率を乗じて得た額（以下「稼働率返還額」といいます。）をそのIPVPN契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのIPVPNサービスについて、その1の料金月を連続して利用中止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>稼 働 率</th> <th>料 金 返 還 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.8%以上99.9%未満のとき</td> <td>1／90</td> </tr> <tr> <td>98.0%以上99.8%未満のとき</td> <td>1／30</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上98.0%未満のとき</td> <td>1／10</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上95.0%未満のとき</td> <td>1／5</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満のとき</td> <td>1／1</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定、この表の（17）欄の規定若しくはこの表の（18）欄の規定による料金の返還又は第85条第2項第3号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを1の料金月に同時に使う場合の稼働率返還額の取扱いについては、（18）欄の規定に定めるところによります。</p>	稼 働 率	料 金 返 還 率	99.8%以上99.9%未満のとき	1／90	98.0%以上99.8%未満のとき	1／30	95.0%以上98.0%未満のとき	1／10	90.0%以上95.0%未満のとき	1／5	90.0%未満のとき	1／1
稼 働 率	料 金 返 還 率												
99.8%以上99.9%未満のとき	1／90												
98.0%以上99.8%未満のとき	1／30												
95.0%以上98.0%未満のとき	1／10												
90.0%以上95.0%未満のとき	1／5												
90.0%未満のとき	1／1												
(17) サービス品質（網内平均遅延時	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した網内遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットがその提供区間の往復に要する時間（IPVPNサービス（第1種IPVPNサービス（その加入契約回線と相互に接続する電気通信回線が端末回線であるものに限ります。）に係る</p>												

間) に 係る料 金の適 用	<p>もの、第3種IPVPNサービス（イーサネット型（第1類パワードイーサネットサービスに係るもの及びワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るものに限ります。）に係るもの）を除きます。）に係るもの、第4種IPVPNサービスに係るもの及び臨時IPVPN契約に係るもの）を除きます。以下この欄において同じとします。）の一部又は全部が利用できない状態（そのIPVPNサービスによる通信に著しい支障が生じ、一部又は全部が利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合の時間を除きます。以下この欄において同じとします。）をいいます。）の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えた場合は、1の料金月におけるIPVPNサービスの基本料（接続付加料を除きます。以下この欄において同じとします。）の額（この表の（1）欄から（15）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「網内平均遅延時間返還額」といいます。）をそのIPVPN契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのIPVPNサービスについて、利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この表の（16）欄の規定、この欄の規定若しくはこの表の（18）欄の規定による料金の返還又は第85条第2項第3号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを1の料金月に同時に行う場合の稼働率返還額の取扱いについては、（18）欄の規定に定めるところによります。</p>
(18) サー ビス品 質（故 障回復 時間） に係る 料金の 適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、IPVPN契約者（IPVPNサービス（第1種IPVPNサービス（その加入契約回線と相互に接続する電気通信回線が端末回線であるものに係るものに限ります。）に係るもの、第3種IPVPNサービス（イーサネット型（第1類パワードイーサネットサービスに係るもの及びワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るものに限ります。）に係るもの）を除きます。）に係るもの及び第4種IPVPNサービスに係るもの）を除きます。以下この欄において同じとします。）及び臨時IPVPN契約に係るもの）を除きます。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、そのIPVPNサービスを全く利用できない状態（そのIPVPN契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第94条（デジタルデータ契約者の切分責任）の規定により、そのIPVPN契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連續したときは、その料金月におけるIPVPNサービスに係る基本料（接続付加料を除きます。以下この欄において同じとします。）の額（その料金月においてこの表の（1）欄から（6）の4欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）に下表の料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還額」といいます。）をそのIPVPN契約者に返還します。</p>

	<p>ただし、そのＩＰＶＰＮサービスについて、利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ＩＰＶＰＮサービスを全く利用できない状態が連續した時間</th><th>料金返還率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間以上2時間未満</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td><td>30%</td></tr> <tr> <td>6時間以上8時間未満</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>8時間以上72時間未満</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>72時間以上</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table> <p>イ アの場合において、そのＩＰＶＰＮサービスを全く利用できない状態が連續した場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還額の合計額を返還します。</p> <p>ウ この表の(16)欄の規定、この表の(17)欄の規定若しくはこの欄の規定による料金の返還又は第85条第2項第3号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを1の料金月に同時に複数行う場合は、当社は、稼働率返還額、網内平均遅延時間返還額、故障回復時間返還額及び第85条第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定による支払いを要しない料金の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額がそのＩＰＶＰＮ契約者に係る1の料金月におけるＩＰＶＰＮサービスの基本料の額を超える場合は、当社は、その基本料の額を返還します。</p>	ＩＰＶＰＮサービスを全く利用できない状態が連續した時間	料金返還率	1時間以上2時間未満	10%	2時間以上4時間未満	20%	4時間以上6時間未満	30%	6時間以上8時間未満	40%	8時間以上72時間未満	50%	72時間以上	100%
ＩＰＶＰＮサービスを全く利用できない状態が連續した時間	料金返還率														
1時間以上2時間未満	10%														
2時間以上4時間未満	20%														
4時間以上6時間未満	30%														
6時間以上8時間未満	40%														
8時間以上72時間未満	50%														
72時間以上	100%														
(19) 削除															
(20) 削除															
(21) 第3種ＩＰＶＰＮサービスに係る料金の適用	<p>ア ＩＰＶＰＮ契約者は、第85条（基本料等の支払義務）の規定にかかわらず、第3種ＩＰＶＰＮサービス（イーサネット型に係るもの（第1類パワードイーサネットサービスに係るもの及びワイドエリアバーチャルスイッチサービスＬ2に係るものに限ります。）に限ります。）に係る利用料の支払いを要しません。</p> <p>イ その利用契約回線とリモートアクセスサービス（タイプVIIに係るものに限ります。）に係る電気通信回線とを接続して提供する第3種ＩＰＶＰＮサービス（ＬAN型のものに限ります。）については、基本料の支払いを要しません。</p>														

2 料金額

(1) (2) 以外のもの

ア 第1種 I P V P Nサービスに係るもの

(ア) ポートの部分

- ① 削除
- ② 削除
- ③ 削除
- ④ 削除
- ⑤ 削除
- ⑥ LAN型に係るもの

1のポートごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
0. 5Mb/sのもの	90,000円 (99,000円)
1Mb/sのもの	100,000円 (110,000円)
2Mb/sのもの	140,000円 (154,000円)
3Mb/sのもの	166,000円 (182,600円)
4Mb/sのもの	188,000円 (206,800円)
5Mb/sのもの	210,000円 (231,000円)
6Mb/sのもの	232,000円 (255,200円)
7Mb/sのもの	254,000円 (279,400円)
8Mb/sのもの	276,000円 (303,600円)
9Mb/sのもの	298,000円 (327,800円)
10Mb/sのもの	320,000円 (352,000円)
20Mb/sのもの	490,000円 (539,000円)
30Mb/sのもの	590,000円 (649,000円)
40Mb/sのもの	690,000円 (759,000円)
50Mb/sのもの	790,000円 (869,000円)
60Mb/sのもの	880,000円

	(968,000円)
70Mb/sのもの	970,000円 (1,067,000円)
80Mb/sのもの	1,060,000円 (1,166,000円)
90Mb/sのもの	1,140,000円 (1,254,000円)
100Mb/sのもの	1,220,000円 (1,342,000円)
200Mb/sのもの	2,900,000円 (3,190,000円)
300Mb/sのもの	3,700,000円 (4,070,000円)
400Mb/sのもの	4,500,000円 (4,950,000円)
500Mb/sのもの	5,300,000円 (5,830,000円)
600Mb/sのもの	6,100,000円 (6,710,000円)
700Mb/sのもの	6,900,000円 (7,590,000円)
800Mb/sのもの	7,700,000円 (8,470,000円)
900Mb/sのもの	8,500,000円 (9,350,000円)
1Gb/sのもの	9,200,000円 (10,120,000円)
備考	
20Mb/sから100Mb/sまでのものについては、全二重通信のものに限り提供します。	

⑦ 特定LAN型に係るもの

a タイプIに係るもの

(a) 他社接続回線（協定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係るものに限ります。）と接続するもの

1のポートごとに月額

区分	料金額 (税抜価格 (税込価格))
0.5Mb/sのもの	90,000円 (99,000円)
1Mb/sのもの	100,000円 (110,000円)
2Mb/sのもの	140,000円 (154,000円)
3Mb/sのもの	166,000円

	(182, 600円)
4 Mb/s のもの	188, 000円 (206, 800円)
5 Mb/s のもの	210, 000円 (231, 000円)
6 Mb/s のもの	232, 000円 (255, 200円)
7 Mb/s のもの	254, 000円 (279, 400円)
8 Mb/s のもの	276, 000円 (303, 600円)
9 Mb/s のもの	298, 000円 (327, 800円)
10 Mb/s のもの	320, 000円 (352, 000円)
20 Mb/s のもの	490, 000円 (539, 000円)
30 Mb/s のもの	590, 000円 (649, 000円)
40 Mb/s のもの	690, 000円 (759, 000円)
50 Mb/s のもの	790, 000円 (869, 000円)
60 Mb/s のもの	880, 000円 (968, 000円)
70 Mb/s のもの	970, 000円 (1, 067, 000円)
80 Mb/s のもの	1, 060, 000円 (1, 166, 000円)
90 Mb/s のもの	1, 140, 000円 (1, 254, 000円)
100 Mb/s のもの	1, 220, 000円 (1, 342, 000円)
200 Mb/s のもの	2, 900, 000円 (3, 190, 000円)
300 Mb/s のもの	3, 700, 000円 (4, 070, 000円)
400 Mb/s のもの	4, 500, 000円 (4, 950, 000円)
500 Mb/s のもの	5, 300, 000円 (5, 830, 000円)
600 Mb/s のもの	6, 100, 000円 (6, 710, 000円)
700 Mb/s のもの	6, 900, 000円

	(7, 590, 000円)
800Mb/sのもの	7, 700, 000円 (8, 470, 000円)
900Mb/sのもの	8, 500, 000円 (9, 350, 000円)
1Gb/sのもの	9, 200, 000円 (10, 120, 000円)

備考

20Mb/sから100Mb/sまでのものについては、全二重通信のものに限り提供します。

(b) 他社接続回線（協定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係るものを除きます。）と接続するもの

1のポートごとに月額

区分	料金額 (税抜価格 (税込価格))
0. 5Mb/sのもの	40, 000円 (44, 000円)
1Mb/sのもの	50, 000円 (55, 000円)
2Mb/sのもの	63, 000円 (69, 300円)
3Mb/sのもの	78, 000円 (85, 800円)
4Mb/sのもの	97, 000円 (106, 700円)
5Mb/sのもの	116, 000円 (127, 600円)
6Mb/sのもの	135, 000円 (148, 500円)
7Mb/sのもの	154, 000円 (169, 400円)
8Mb/sのもの	173, 000円 (190, 300円)
9Mb/sのもの	192, 000円 (211, 200円)
10Mb/sのもの	210, 000円 (231, 000円)
20Mb/sのもの	320, 000円 (352, 000円)
30Mb/sのもの	430, 000円 (473, 000円)
40Mb/sのもの	520, 000円 (572, 000円)
50Mb/sのもの	610, 000円

	(671,000円)
60Mb/sのもの	690,000円 (759,000円)
70Mb/sのもの	760,000円 (836,000円)
80Mb/sのもの	830,000円 (913,000円)
90Mb/sのもの	900,000円 (990,000円)
100Mb/sのもの	970,000円 (1,067,000円)
200Mb/sのもの	2,000,000円 (2,200,000円)
300Mb/sのもの	2,800,000円 (3,080,000円)
400Mb/sのもの	3,600,000円 (3,960,000円)
500Mb/sのもの	4,400,000円 (4,840,000円)
600Mb/sのもの	5,200,000円 (5,720,000円)
700Mb/sのもの	6,000,000円 (6,600,000円)
800Mb/sのもの	6,800,000円 (7,480,000円)
900Mb/sのもの	7,600,000円 (8,360,000円)
1Gb/sのもの	8,300,000円 (9,130,000円)
備考	
20Mb/sから100Mb/sまでのものについては、全二重通信のものに限り提供します。	

b 削除

- (イ) 削除
- (ウ) 削除
- (エ) 削除

イ 第2種IPVPNサービスに係るもの

- (ア) ポートに係る部分
 - ① 削除
 - ② 削除
 - ③ LAN型に係るもの

1のポートごとに月額

区分	料金額 (税抜価格 (税込価格))
----	----------------------

0. 5 Mb/s のもの	40,000円 (44,000円)
1 Mb/s のもの	50,000円 (55,000円)
2 Mb/s のもの	63,000円 (69,300円)
3 Mb/s のもの	78,000円 (85,800円)
4 Mb/s のもの	97,000円 (106,700円)
5 Mb/s のもの	116,000円 (127,600円)
6 Mb/s のもの	135,000円 (148,500円)
7 Mb/s のもの	154,000円 (169,400円)
8 Mb/s のもの	173,000円 (190,300円)
9 Mb/s のもの	192,000円 (211,200円)
10 Mb/s のもの	210,000円 (231,000円)
20 Mb/s のもの	320,000円 (352,000円)
30 Mb/s のもの	430,000円 (473,000円)
40 Mb/s のもの	520,000円 (572,000円)
50 Mb/s のもの	610,000円 (671,000円)
60 Mb/s のもの	690,000円 (759,000円)
70 Mb/s のもの	760,000円 (836,000円)
80 Mb/s のもの	830,000円 (913,000円)
90 Mb/s のもの	900,000円 (990,000円)
100 Mb/s のもの	970,000円 (1,067,000円)
200 Mb/s のもの	2,000,000円 (2,200,000円)
300 Mb/s のもの	2,800,000円 (3,080,000円)

400Mb/sのもの	3,600,000円 (3,960,000円)
500Mb/sのもの	4,400,000円 (4,840,000円)
600Mb/sのもの	5,200,000円 (5,720,000円)
700Mb/sのもの	6,000,000円 (6,600,000円)
800Mb/sのもの	6,800,000円 (7,480,000円)
900Mb/sのもの	7,600,000円 (8,360,000円)
1Gb/sのもの	8,300,000円 (9,130,000円)
備考	

20Mb/sから100Mb/sまでのものについては、全二重通信のものに限り提供します。

ウ 第3種 I P V P Nサービスに係るもの

(ア) 削除

(イ) 削除

(ウ) LAN型に係るもの

① リモートアクセスサービス (LAN型のものに限ります。) に係る電気通信回線と接続するもの

1のポートごとに月額

区分	料金額 (税抜価格 (税込価格))
0. 5Mb/sのもの	11,000円 (12,100円)
1Mb/sのもの	90,000円 (99,000円)
2Mb/sのもの	120,000円 (132,000円)
3Mb/sのもの	149,000円 (163,900円)
4Mb/sのもの	178,000円 (195,800円)
5Mb/sのもの	207,000円 (227,700円)
6Mb/sのもの	236,000円 (259,600円)
7Mb/sのもの	264,000円 (290,400)
8Mb/sのもの	269,500円 (296,450円)
9Mb/sのもの	275,000円 (302,500円)
10Mb/sのもの	280,000円 (308,000円)
20Mb/sのもの	335,000円 (368,500円)
30Mb/sのもの	465,000円 (511,500円)
40Mb/sのもの	585,000円 (643,500円)
50Mb/sのもの	700,000円 (770,000円)
60Mb/sのもの	725,000円 (797,500円)
70Mb/sのもの	750,000円 (825,000円)
80Mb/sのもの	775,000円

	(852, 500円)
90Mb/sのもの	800, 000円
100Mb/sのもの	(880, 000円) 825, 000円 (907, 500円)

② 削除

エ 第4種 I P V P Nサービスに係るもの

(ア) 高速ディジタル型に相当するもの

① ゾーン3までのもの

1のポート相当ごとに月額

区 分	料 金 額		
	ゾーン1	ゾーン2	ゾーン3
56Kb/s又は64Kb/sのもの	88,000円	90,000円	142,000円
128Kb/sのもの	144,000円	178,000円	332,000円
192Kb/sのもの	193,000円	321,000円	531,000円
256Kb/sのもの	240,000円	442,000円	744,000円
384Kb/sのもの	290,000円	547,000円	878,000円
512Kb/sのもの	359,000円	669,000円	1,018,000円
768Kb/sのもの	539,000円	989,000円	1,415,000円
1Mb/sのもの	736,000円	1,361,000円	1,890,000円
1.5Mb/sのもの	837,000円	1,566,000円	2,209,000円
2Mb/sのもの	920,000円	1,770,000円	2,527,000円
45Mb/sのもの	7,059,000円	13,581,000円	19,390,000円
150Mb/sのもの	22,497,000円	43,283,000円	61,794,000円

② ゾーン4以降のもの

1のポート相当ごとに月額

区 分	料 金 額		
	ゾーン4	ゾーン5	ゾーン6
56Kb/s又は64Kb/sのもの	180,000円	228,000円	380,000円
128Kb/sのもの	396,000円	506,000円	820,000円
192Kb/sのもの	688,000円	805,000円	1,045,000円
256Kb/sのもの	973,000円	1,149,000円	1,449,000円
384Kb/sのもの	1,081,000円	1,396,000円	2,127,000円
512Kb/sのもの	1,257,000円	1,669,000円	2,423,000円
768Kb/sのもの	1,822,000円	2,383,000円	2,866,000円
1Mb/sのもの	2,482,000円	3,283,000円	3,899,000円
1.5Mb/sのもの	2,938,000円	3,928,000円	4,690,000円
2Mb/sのもの	3,393,000円	4,572,000円	5,480,000円
45Mb/sのもの	26,034,000円	35,081,000円	42,048,000円
150Mb/sのもの	82,970,000円	111,801,000円	134,004,000円

(イ) LAN型に相当するもの

① ゾーン3までのもの

1のポート相当ごとに月額

区 分	料 金 額		
	ゾーン1	ゾーン2	ゾーン3
1Mb/sのもの	1,000,000円	1,200,000円	1,200,000円
2Mb/sのもの	1,000,000円	1,200,000円	1,200,000円
3Mb/sのもの	1,000,000円	1,200,000円	1,200,000円
4Mb/sのもの	1,000,000円	1,200,000円	1,200,000円

5Mb/sのもの	1,200,000円	1,400,000円	1,400,000円
6Mb/sのもの	1,200,000円	1,400,000円	1,400,000円
7Mb/sのもの	1,200,000円	1,400,000円	1,400,000円
8Mb/sのもの	1,200,000円	1,400,000円	1,400,000円
9Mb/sのもの	1,200,000円	1,400,000円	1,400,000円
10Mb/sのもの	1,400,000円	1,600,000円	1,600,000円
20Mb/sのもの	1,600,000円	1,800,000円	1,800,000円
30Mb/sのもの	1,800,000円	2,100,000円	2,100,000円
40Mb/sのもの	2,000,000円	2,400,000円	2,400,000円
50Mb/sのもの	2,200,000円	2,700,000円	2,700,000円
60Mb/sのもの	2,400,000円	2,900,000円	2,900,000円
70Mb/sのもの	2,600,000円	3,100,000円	3,100,000円
80Mb/sのもの	2,800,000円	3,300,000円	3,300,000円
90Mb/sのもの	3,000,000円	3,500,000円	3,500,000円
100Mb/sのもの	3,200,000円	3,700,000円	3,700,000円

② ゾーン4以降のもの

1のポート相当ごとに月額

区分	料金額		
	ゾーン4	ゾーン5	ゾーン6
1Mb/sのもの	1,000,000円	1,350,000円	4,000,000円
2Mb/sのもの	1,000,000円	1,350,000円	4,000,000円
3Mb/sのもの	1,000,000円	1,350,000円	4,000,000円
4Mb/sのもの	1,000,000円	1,600,000円	4,000,000円
5Mb/sのもの	1,200,000円	1,600,000円	5,000,000円
6Mb/sのもの	1,200,000円	1,600,000円	5,000,000円
7Mb/sのもの	1,200,000円	1,600,000円	5,000,000円
8Mb/sのもの	1,200,000円	1,600,000円	5,000,000円
9Mb/sのもの	1,200,000円	1,600,000円	5,000,000円
10Mb/sのもの	1,400,000円	1,850,000円	6,000,000円
20Mb/sのもの	1,600,000円	2,100,000円	7,000,000円
30Mb/sのもの	1,800,000円	2,350,000円	8,000,000円
40Mb/sのもの	2,000,000円	2,600,000円	9,000,000円
50Mb/sのもの	2,200,000円	2,850,000円	10,000,000円
60Mb/sのもの	2,400,000円	3,100,000円	10,500,000円
70Mb/sのもの	2,600,000円	3,350,000円	11,000,000円
80Mb/sのもの	2,800,000円	3,600,000円	11,500,000円
90Mb/sのもの	3,000,000円	3,850,000円	12,000,000円
100Mb/sのもの	3,200,000円	4,100,000円	12,500,000円

(ウ) I P s e c型に相当するもの

1のポート相当ごとに月額

区分	料金額
1 Mb/s	30,000円
2 Mb/s	45,000円

4 Mb/s	60,000円
6 Mb/s	75,000円
8 Mb/s	90,000円
10 Mb/s	100,000円
20 Mb/s	150,000円
40 Mb/s	235,000円

オ 削除
力 接続付加料に係るもの

所属閉域グループごとに月額

接続付加料に係る合計品目	料 金 額
64Kb/sまでのもの	60,000円
64Kb/sを超える128Kb/sまでのもの	120,000円
128Kb/sを超える192Kb/sまでのもの	180,000円
192Kb/sを超える256Kb/sまでのもの	231,000円
256Kb/sを超える384Kb/sまでのもの	330,000円
384Kb/sを超える512Kb/sまでのもの	385,000円
512Kb/sを超える768Kb/sまでのもの	495,000円
768Kb/sを超える1Mb/sまでのもの	550,000円
1Mb/sを超える9Mb/sまでのもの	550,000円に、1Mb/sを超える1Mb/sまでごとに216,000円を加算した額
9Mb/sを超える10Mb/sまでのもの	2,494,000円
10Mb/sを超える44Mb/sまでのもの	2,494,000円に、10Mb/sを超える1Mb/sまでごとに116,000円を加算した額
44Mb/sを超える45Mb/sまでのもの	6,554,000円
45Mb/sを超える99Mb/sまでのもの	6,554,000円に、45Mb/sを超える1Mb/sまでごとに66,000円を加算した額
99Mb/sを超える100Mb/sまでのもの	10,184,000円
100Mb/sを超えるもの	10,184,000円に、100Mb/sを超える1Mb/sまでごとに44,000円を加算した額

(2) 臨時デジタルデータ契約に関するもの

日額

(1) ((2)以外のもの)の料金額(工に係るもの除きます。)の10分の1

- 第2 削除
第3 付加機能使用料
1 適用

付加機能使用料の適用については、第85条（基本料等の支払義務）及び第86条（通信料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
(1) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日）が属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>（ア）過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（イ）過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料金のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
(2) 削除	削除
(3) 削除	削除
(4) 削除	削除

2 料金額

（1）（2）以外のもの

区分	単位	料金額
ア エ ク ス ト ラ	1の閉域グループごとに月額	税抜価格 1,000円 (税込価格 1,100円)
備	（ア）本サービスは、IPVPN契約者（所属閉域グループの代表者に限りま	

ネ ツ ト サ ー ビ ス	考 す。)に限り提供します。 (イ) 本サービスの申込みにあたっては、通信を行う他の閉域グループのポートに係るデジタルデータサービスの種類等及び品目等並びにデジタルデータ契約者の氏名又は通信を行うワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る契約者回線群及び代表契約者の氏名をあらかじめ通知していただきます。			
イ 優 先 制 御 サ ー ビ ス	(1) 削除 (2) 削除 (3) 削除 (4) 優先制御サービスIV IPVPNサービスに係る1のポートにおいて、あらかじめ選択した1又は2以上のIPパケットについて、非選択のIPパケットより網内転送を優先するもの (ア) 0.5Mb/s、1Mb/sのもの (イ) 2Mb/sから100Mb/sのもの (ウ) 200Mb/sから500Mb/sのもの			
	1のポートごとに月額 1のポートごとに月額 1のポートごとに月額			
	税抜価格 5,000円 (税込価格 5,500円) 税抜価格 15,000円 (税込価格 16,500円) 税抜価格 300,000円 (税込価格 330,000円)			
備 考	(ア) 本サービスは、IPVPN契約者(第1種IPVPNサービス(LAN型又は特定LAN型(タイプIに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)又は第2種IPVPNサービス(LAN型に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)に係るポートの品目が500Mb/sまでのものに限り提供します。 (イ) ポートの品目の変更により、当該ポートに係る品目が500Mb/sを超える場合は、本サービスを廃止します。	(5) 優先制御サービスV IPVPNサービスに係る1のポート相当において、あらかじめ選択した1又は2以上のIPパケットについて、非選択のIPパケットより網内転送を優先するもの (ア) 10Mb/sまでのもの (イ) 20Mb/sのもの	1のポート相当ごとに月額 1のポート相当	税抜価格 30,000円 (税込価格 33,000円) 税抜価格

		当ごとに月額	40,000円 (税込価格 44,000円)
	(ウ) 30M b/s のもの	1のポート相当ごとに月額	税抜価格 50,000円 (税込価格 55,000円)
	(エ) 40M b/s のもの	1のポート相当ごとに月額	税抜価格 60,000円 (税込価格 66,000円)
	(オ) 50M b/s のもの	1のポート相当ごとに月額	税抜価格 70,000円 (税込価格 77,000円)
	(カ) 60M b/s のもの	1のポート相当ごとに月額	税抜価格 80,000円 (税込価格 88,000円)
	(キ) 70M b/s のもの	1のポート相当ごとに月額	税抜価格 90,000円 (税込価格 99,000円)
	(ク) 80M b/s のもの	1のポート相当ごとに月額	税抜価格 100,000円 (税込価格 110,000円)
	(ケ) 90M b/s のもの	1のポート相当ごとに月額	税抜価格 110,000円 (税込価格 121,000円)
	(コ) 100M b/s のもの	1のポート相当ごとに月額	税抜価格 120,000円 (税込価格 132,000円)
備考	(ア) 本サービスは、IPVPN契約者（第4種IPVPNサービス（IPsec型に相当するものを除きます）に係るものに限ります。）に限り提供します。 (イ) 当社は、第4種IPVPNサービス（高速ディジタル型に相当するものに限ります。）に係るポート相当の品目が45M b/s のもの及び150M b/s のものについては、本サービスを提供しません。（ウ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ウ 削除			
エ 削除			

オ 削除			
カ 削除			
キ 削除			
ク 削除			
ケ 削除			
コ バ ツ ク ア ツ プ サ ー ビ ス Ⅱ	本サービスの利用の請求をした I P V P N 契約者（第3種 I P V P N 契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る利用契約回線（リモートアクセスサービス（タイプⅡ、タイプⅣ若しくはタイプⅧに係るものに限ります。）と一体的に利用する当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備（携帯・自動車電話事業者に係るもの）を除きます。）を含みます。以下この欄において同じとします。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、その I P V P N 契約者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の利用契約回線を使用してその I P V P N サービスを利用することができるもの	1の機能ごとに月額	第3種 I P V P N サービスに係る基本料と同額
備 考	<p>（ア）本サービスは、I P V P N 契約者に限り提供します。</p> <p>（イ）当社は、本サービスの料金額を適用するにあたって、第3種 I P V P N サービスと同一の品目を定めます。</p> <p>（ウ）本サービスは、I P V P N 契約者に係る第3種 I P V P N サービスの2分の1未満の品目については提供しません。</p> <p>（エ）予備の利用契約回線への切替方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>（オ）削除</p> <p>（カ）削除</p>		
サ 削除			

（2）臨時付加機能に係るもの

日額

料金額（税抜価格）
（1）（2）以外のもの）の料金額（オ及びキに係るもの）を除きます。）の10分の1

第4 端末設備使用料

1 適用

端末設備使用料の適用については、第85条（基本料等の支払義務）の規定によるとおりとします。

2 料金額

(1) (2) 以外のもの

	種類	単位	料金額
ア 回 線 接 続 裝 置 又 は 回 線 終 端 裝 置	取扱所交換設備との間で信号の送受信及び 変換の機能を有する次の回線接続装置又は 回線終端装置 (ア) 回線接続装置 ① 削除 ② 削除 ③ 45Mb/s又は150Mb/s用のもの ④ 10Mb/s又は100Mb/s用のもの ⑤ 当社が別に定める端末回線用のもの (イ) 回線終端装置 ① ②以外のもの ② 当社が別に定める端末回線用のもの	1台ごとに月額	税抜価格 75,000円 (税込価格 82,500円) 税抜価格 19,000円 (税込価格 20,900円) 税抜価格 30,000円 (税込価格 33,000 円) 税抜価格 5,000円 (税込価格 5,500円) 税抜価格 30,000円 (税込価格 33,000円)
備 考	(ア) 本装置は、端末回線又は当社契約者回線に限り提供します。 (イ) その他の端末機器については、別冊により定める額とします。 (ウ) 本邦外に係る回線接続装置又はその他の端末機器については、本邦外の 電気通信事業者の定める契約約款等の規定に基づき算定した額とします。 (エ) 当社は、1 G b/s に係る回線終端装置は提供しません。		
イ	当社契約者回線の終端から 1 のジャック若		

屋内配線設備	しくはローゼットまでの間の線路又は1のジャック若しくはローゼットから他のジャック若しくはローゼットまでの間の線路		
	① 削除 ② 光配線	1配線ごとに月額	税抜価格 2,000円 (税込価格 2,200円)
備考	<p>(ア) 本配線設備は、当社契約者回線に限り提供します。</p> <p>(イ) 光配線については、当社が別に定める端末回線に限り提供します。</p> <p>(ウ) 本配線設備は、ジャック又はローゼットを含みます。</p> <p>(エ) 本邦外に係る配線設備については、本邦外の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に基づき算定した額とします。</p>		

(2) 臨時端末設備に係るもの

料金額（税抜価格）	日額
(1) ((2) 以外のもの) の料金額の10分の1	

第5 削除

第6 工事費

1 I P V P N サービスに関するもの

(1) 適用

工事費の適用については、第88条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用											
ア 工事費の適用	<p>(ア) 工事費は、工事を要することとなるポート等、ポート等に係る相互接続点若しくは網内接続点、端末回線若しくは当社契約者回線の終端、アクセスポイント又は付加機能ごとに適用します。</p> <p>(イ) 当社契約者回線に係る工事費については、回線接続等工事費を除き、基本工事費と施工した工事に係る回線工事費、屋内配線工事費及び回線接続装置工事費を合計して算定します。</p> <p>(ウ) 1の当社契約者回線に係る工事を施工する場合に、基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要するときは、回線接続等工事費の支払いを要しません。</p> <p>(エ) 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の端末回線又は当社契約者回線に係る工事を施工する場合は、1の端末回線又は当社契約者回線を除く他の端末回線又は当社契約者回線に係る工事の部分については、基本工事費の支払いを要しません。</p> <p>(オ) 本邦外に係る工事費は、当社が別に定める工事費を除き、本邦外の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に基づき適用するものとします。</p>										
イ 端末回線又は当社契約者回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費、回線接続装置工事費及び回線接続等工事費の適用	<p>(ア) 当社契約者回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費、回線接続装置工事費及び回線接続等工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>工事費の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 基本工事費</td><td>回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>② 当社契約者回線工事費</td><td>当社契約者回線の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>③ 屋内配線工事費</td><td>当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 a 当社契約者回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 b 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</td></tr> <tr> <td>④ 回線接続装置工事</td><td>当社が提供する回線接続装置の工事</td></tr> </tbody> </table>	区分	工事費の適用	① 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。	② 当社契約者回線工事費	当社契約者回線の工事を要する場合に適用します。	③ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 a 当社契約者回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 b 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線	④ 回線接続装置工事	当社が提供する回線接続装置の工事
区分	工事費の適用										
① 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。										
② 当社契約者回線工事費	当社契約者回線の工事を要する場合に適用します。										
③ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 a 当社契約者回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 b 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線										
④ 回線接続装置工事	当社が提供する回線接続装置の工事										

	<p>費</p> <p>⑤ 回線接続等工事費</p>	を要する場合に適用します。										
		デジタルデータサービス取扱所において当社契約者回線の接続等に係る工事を要する場合に適用します。										
		<p>(イ) 削除</p> <p>(ウ) 端末回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。</p> <p>ただし、当社が別に定める端末回線については、基本工事費及び回線終端装置工事費のみを適用します。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>工事費の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 基本工事費</td><td>回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>② 端末回線工事費</td><td>端末回線の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>③ 屋内配線工事費</td><td>当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 a 当社契約者回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 b 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</td></tr> <tr> <td>④ 回線接続装置工事費</td><td>当社が提供する回線接続装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	工事費の適用	① 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。	② 端末回線工事費	端末回線の工事を要する場合に適用します。	③ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 a 当社契約者回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 b 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線	④ 回線接続装置工事費	当社が提供する回線接続装置の工事を要する場合に適用します。	
区分	工事費の適用											
① 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。											
② 端末回線工事費	端末回線の工事を要する場合に適用します。											
③ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 a 当社契約者回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 b 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線											
④ 回線接続装置工事費	当社が提供する回線接続装置の工事を要する場合に適用します。											
ウ デジタルデータサービスの種類等の変更、ポート等の品目の変更、ポート等の移転、他社接続回線接続変更、アクセス回線接続変更又は回線相互接続の場合の工事費の適用		デジタルデータサービスの種類等の変更、ポート等の品目の変更の工事費は、変更後の種類等、品目に対応する設備に関する工事について、ポート等の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、他社接続回線接続変更又はアクセス回線接続変更の場合の工事費は、接続変更先の取付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、回線相互接続に関する工事について、それぞれ適用します。 ただし、ポートの移転が、相互接続協定に基づき相互接続点の所在場所を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないとき、又は当社が端末回線若しくは当社契約者回線を収容する デジタルデータサービス取扱所（端局を含みます。）を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。										
エ 削除		削除										
オ 付加機能の利用等の場合の工事費の適用		付加機能の利用等の場合の工事費は、付加機能の利用に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。										
カ 接続休止があったデジタルデ		接続休止があったデジタルデータサービス又は付加機能を再開する場合は、（2）（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の										

ータサービス又 は付加機能を再 開する場合の工 事費の適用	支払いを要しません。
キ ポート等の利 用の一時中断の 場合の工事費の 適用	ポート等の利用の一時中断が、当社又はデジタルデータ契約者の責めによらない理由により当社契約者回線の提供ができなくなつたことに伴うものである場合は、利用の一時中断及びその再取付に係る工事費の支払いを要しません。
ク 同一のポート 等について同時 に2以上の工事 を施工する場合 の工事費の適用	<p>同一のポート等について同時に2以上の工事を施工する場合は、1のポート等に係る相互接続点又は網内接続点、当社契約者回線、屋内配線、回線接続装置、アクセスポイント又は付加機能ごとに、それらの工事費のうち、1の工事の工事費（工事費の額が異なるときは、最高額のものとします。）を適用します。</p> <p>ただし、次に掲げる工事については、この限りでありません。</p> <p>（ア）閉域グループの設定に関する工事</p> <p>（イ）閉域グループの経路制御の設定に関する工事（ただし、閉域グループの帯域制御の設定又は優先制御サービスの利用等に関する工事を同時に行う場合は、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。）</p> <p>（ウ）閉域グループの帯域制御の設定に関する工事（ただし、閉域グループの経路制御の設定又は優先制御サービスの利用等に関する工事を同時に行う場合は、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。）</p> <p>（エ）優先制御サービスの利用等に関する工事（ただし、閉域グループの経路制御の設定又は閉域グループの帯域制御の設定に関する工事を同時に行う場合は、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。）</p>
ケ 工事費の適用 除外	その利用契約回線とリモートアクセスサービス（タイプVIIに係るものに限ります。）に係る電気通信回線とを接続して利用する第3種IPVPNサービスについては、工事費の支払いを要しません。

（2）工事費の額

ア ポート等の設置等に係るもの

ポート等の設置、デジタルデータサービスの種類等の変更、ポート等の品目の変更、ポート等の移転、端末設備の設置、回線相互接続、ポート等の利用の一時中断若しくは再取付、閉域グループの設定、閉域グループの経路制御の設定、閉域グループの帯域制御の設定、他社接続回線接続変更又はアクセス回線接続変更に関する工事

区分	単位	工事費の額
（ア）ポートの設置、デジタルデータサービスの種類等の変更、ポートの品目の変更、ポートの移転、ポートの利用の一時中断若しくは再取付、他社接続回線接続変更又はアクセス回線接続変更	1の相互接続点、網内接続点又はアクセスポイントごとに	税抜価格 1,000円 （税込価格 1,100円）

に関する相互接続点、網内接続点又は アクセスポイント関連工事			
(イ) ポートの設置、 デジタルデータサ ービスの種類等の 変更、ポートの品 目の変更、ポート の移転、端末設備 の設置、回線相互 接続又はポートの 利用の一時中断若 しくは再取付に關 する端末回線又は 当社契約者回線關 連工事	基本工事費 ① ②以外のもの	1の工事ごとに	税抜価格 2,000円 (税込価格 2,200円)
	② 当社が別に定 める端末回線に 係るもの	1の工事ごとに	税抜価格 190,000円 (税込価格 209,000円)
	回線工事費	1の端末回線又は 当社契約者回線ご とに	税抜価格 2,000円 (税込価格 2,200円)
	屋内配線工事費 ① 端末回線に係 るもの	1の屋内配線ごとに	税抜価格 40,000円 (税込価格 44,000円)
	② 当社契約者回 線に係るもの	1の屋内配線ごとに	税抜価格 2,000円 (税込価格 2,200円)
	回線終端装置工事 費 ① ②以外のもの	1の回線終端装置 ごとに	税抜価格 10,000円 (税込価格 11,000円)
	② 当社が別に定 める端末回線に 係るもの	1の回線終端装置 ごとに	税抜価格 30,000円 (税込価格 33,000円)
	回線接続装置工事 費	1の回線接続装置 ごとに	税抜価格 2,000円 (税込価格 2,200円)
	回線接続等工事費	1の当社契約者回 線ごとに	税抜価格 1,000円 (税込価格 1,100円)

利用の一時中断又は再取付に係る工事費	1の当社契約者回線ごとに	税抜価格 4,000円 (税込価格 4,400円)
(ウ) ポート相当の設置、デジタルデータサービスの種類等の変更、ポート相当の品目の変更、ポート相当の移転、回線相互接続又はポート相当の利用の一時中断若しくは再取付に関するに関する工事	1のポート相当ごとに	30,000円
(エ) 閉域グループの設定に関する工事 ① ポートにより構成される閉域グループに係るもの	I P V P N サービスに係る 1 のポートごとに	税抜価格 3,000円 (税込価格 3,300円)
② ポート及びポート相当又はポート相当により構成される閉域グループに係るもの	1 のポート又は 1 のポート相当ごとに	税抜価格 3,000円 (税込価格 3,300円)
(オ) 閉域グループの経路制御の設定に関する工事	I P V P N サービスに係る 1 のポート等ごとに	税抜価格 6,000円 (税込価格 6,600円)
(カ) 閉域グループの帯域制御の設定に関する工事	I P V P N サービスに係る 1 のポート等ごとに	税抜価格 6,000円 (税込価格 6,600円)
(キ) 削除 (ク) 第4種 I P V P N サービス (I P s e c 型に相当するものに限ります。) に係る I P s e c 通信路の設定等に関する工事	1 の I P s e c 通信路ごとに	3,000円

イ 付加機能に係るもの

付加機能の利用等又は利用の一時中断の再開に関する工事

区分	単位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
① エクストラネットサービス	1の閉域グループごとに	3,000円 (3,300円)
② 優先制御サービス	1のポート等ごとに	6,000円 (6,600円)
③ 削除	削除	削除
④ 削除	削除	削除
⑤ 削除	削除	削除
⑥ バックアップサービスⅡ	1のポートごとに 1の当社契約者回線ごとに	ポートに係る工事費と同額(税抜価格) 当社契約者回線に係る工事費と同額(税抜価格)

3 削除

4 削除

第7 附帯サービスに関する料金

1 適用

附帯サービスに関する料金の適用については、別記21（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

附帯サービスに関する料金の適用	
ア 削除	削除
イ 削除	削除
ウ 支払証明書の発行手数料の適用	デジタルデータ契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

ア 削除

イ 削除

ウ 削除

エ 削除

オ 支払証明書に係るもの

区分	単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)

備考

支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

料金表別表1 削除

料金表別表2 ゾーン及び取扱い地域等

1 第4種IPVPNサービス

ゾーン	取扱い地域等
ゾーン1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、カナダ
ゾーン2	アイルランド、イタリア共和国、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国
ゾーン3	イスラエル国、エストニア共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ポーランド共和国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、ロシア連邦
ゾーン4	シンガポール共和国、大韓民国、台湾、中華人民共和国（香港を除きます。）、香港
ゾーン5	インド、インドネシア共和国、オーストラリア、タイ王国、ニュージーランド、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア
ゾーン6	アルゼンチン共和国、エクアドル共和国、エジプト・アラブ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、チリ共和国、ペルト・リーコ、ブラジル連邦共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ボリビア共和国、南アフリカ共和国、メキシコ合衆国

別表 デジタルデータサービスにおける基本的な技術的事項

1 第4種IPVPNサービスに係るもの（端末設備等規則に係る技術基準等に限ります。）

（1）基本的な通信手順

基本的な通信手順	TTC標準 JT-Q922に準拠
----------	------------------

（2）自営端末設備又は自営電気通信設備の電気的条件等

ア TTC標準メタリック加入者伝送方式(Iインターフェース)を用いる場合の電気的条件

当社契約者回線の品目	送 出 電 壓
64Kb/s、128Kb/s	負荷抵抗110 Ωに対して、7.2V(0-P値)以下

（注1）TTC標準メタリック加入者伝送方式(Iインターフェース)とは、TTC標準JT-961で規定されている方式をいいます。

（注2）送出電圧は、孤立パルスの中央（時間軸）での値とします。

イ 光ファイバ加入者伝送方式(Iインターフェース)を用いる場合の光学的条件

当社契約者回線の品目	光 出 力
192Kb/s、256Kb/s、384Kb/s、512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、6Mb/s	-7dBm(平均値)以下

2 削除

3 第2種IPVPNサービスに係るもの（IPルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件に係る技術基準等に限ります。）

区 別	規 格
10BASE-T接続のもの	ISO8002-3 10BASE-T標準
10BASE-FL接続のもの	ISO8002-3 10BASE-FL標準
100BASE-FX接続のもの	ISO8002-3 100BASE-FX標準
100BASE-TX接続のもの	ISO8002-3 100BASE-TX標準
100BASE-T接続のもの	ISO8002-3 100BASE-T標準
1000BASE-SX接続のもの	ISO8002-3 1000BASE-SX標準
FDDI接続のもの	ISO9314標準

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成7年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成8年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成8年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成9年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成9年4月1日前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成9年4月1日前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年12月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年12月25日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 削除

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成11年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、デジタルデータ契約者から要請のあった特定他社接続回線については、当社が別に定める日までの間、この改正規定による改正後の約款の規定（第3条（用語の定義）の表の32欄、第6条（加入契約回線等の品目）第1号及び第10条（デジタルデータサービスの提供区間等）第1項の規定を除きます。）は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のとおり取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年1月7日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成12年3月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、この改正規定による改正前の約款の規定により行った手続きその他の行為は、この改正規定による改正後の約款にこれに相当する規定があるときは、この改正規定による改正後の約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。
(旧ケイディディ株式会社のディジタルデータ伝送サービス契約約款の廃止)
- 2 旧ケイディディ株式会社のディジタルデータ伝送サービス契約約款（以下「旧契約約款」といいます。）は、廃止します。
(契約に関する経過措置)

3～11 削除

(端末設備に関する経過措置)

- 12 この改正規定実施の際現に、旧契約約款の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、改正後約款の規定により提供する端末設備とみなして取り扱います。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 13 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 14 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)
- 15 この改正規定実施前に、改正前約款又は旧契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 16 この改正規定実施前に、改正前約款又は旧契約約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき提供しているものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年1月29日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年4月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年4月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年5月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年6月15日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年8月20日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱い

については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する第1種IP VPNサービス（料金表通則4に規定するものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する非対称速度型に係る第1種IP VPNサービスとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月17日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する第3種IP VPNサービスは、この改正規定実施の日において、この改正約款による改正後の約款に規定する第3種IP VPNサービス（タイプIに係るものであって、イーサネット型に係るものをお除きます。）とみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月17日から実施します。
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年2月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、第92条（最低利用期間）並びに料金表通則30及び31に係る当社が別に定める付加機能を利用している場合、この改正規定による改正後の約款の規定（第92条（最低利用期間）並びに料金表通則30及び31の規定に限ります。）は適用がないものとし、その付加機能については、なお従前のとおり取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年3月7日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、下表の左欄の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ下表の右欄の契約を締結しているものとみなして取り扱います。

第1種IPVPNサービス（LAN型に係るものに限ります。）に係る第1種IPVPN契約	第1種IPVPNサービス（LAN型に係るものであつて、半二重通信が可能なものに限ります。）に係る第1種IPVPN契約
第2種IPVPNサービス（LAN型に係るものに限ります。）に係る第2種IPVPN契約	第2種IPVPNサービス（LAN型に係るものであつて、半二重通信が可能なものに限ります。）に係る第2種IPVPN契約

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年6月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年7月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年9月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年12月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正約款による改正前の約款に規定する非対称速度型に係る第1種IPVPNサービスは、この改正規定実施の日において、非対称速度型に係る第1種IPVPNサービス（プランIに係るものに限ります。）とみなして取り扱います。

(整理品目に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、この改正約款による改正前の約款により当社が提供して

いる下表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、下表の右欄のサービスとし、その提供条件は、この附則の4及び5に規定するところによります。

非対称速度型に係る第1種IPVPNサービス（8Mb/sに係るものに限ります。）	旧第1種IPVPNサービス（8Mb/s）
---	----------------------

- 4 旧第1種IPVPNサービス（8Mb/s）の提供条件は、次のものを除いて、改正後料金表に規定する非対称速度型（IPsec型に係るもの）を除きます。）に係る第1種IPVPNサービス（プランIに係るものであって、10Mb/sに係るものに限ります。）に準ずるものとします。

（1）旧第1種IPVPNサービス（8Mb/s）に係る品目

品目	内容
8Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大8メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの

（2）旧第1種IPVPNサービス（8Mb/s）に係るポートの品目の変更

旧第1種IPVPNサービス（8Mb/s）に係るポートの品目の変更については、約款第47条の規定に準ずるものとします。

ただし、非対称速度型非対称速度型（IPsec型に係るもの）を除きます。）に係る第1種IPVPNサービス（プランIに係るものであって、10Mb/sに係るものに限ります。）に係るものへの変更に限ります。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年1月6日から実施します。
ただし、リモートアクセス着信サービスⅡに関する部分については、平成15年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年1月7日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正約款実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に定める（料金前払いに伴う料金の減額）の規定により料金の一時払いを行ったデジタルデータ契約者に係るデジタルデータサービスについて、支払いを受けた料金の対象機間の終了前に次の場合が生じたときは、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区分	料金の取扱い
デジタルデータサービスの種類等の変更、デジタルデータサービスの品目等の変更、ポートの移転又はデジタルデータサービスの料金の改定等料金の変更があったとき。	月額料金の額が増加したとき。 支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかつものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額料金の額が減少したとき。 支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかつものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
デジタルデータ契約者が現に利用しているデジタルデータサービスに係るデジタルデータ契約（臨時デジタルデータ契約を除きます。以下この表において同じとします。）を解除すると同時に、新たにデジタルデータ契約を締結してその場所でデジタルデータサービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受けるデジタルデータサービスの料金の額が、解除するデジタルデータサービスの料金の額より多いとき。 支払いを受けた料金の対象期間の初日からデジタルデータ契約の解除があつた日の前日までの解除されたデジタルデータサービスの料金及びデジタルデータ契約の解除があつた日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるデジタルデータサービスの料金を一時払いがなされなかつものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受けるデジタルデータサービスの料金の額が、解除するデジタルデータサービスの料金の額より少ないとき。 支払いを受けた料金の対象期間の初日からデジタルデータ契約の解除があつた日の前日までの解除されたデジタルデータサービスの料金及びデジタルデータ契約の解除があつた日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるデジタルデータサービスの料金を一時払いがなされなかつものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。

デジタルデータサービスの接続休止があったとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から接続休止があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかつたものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
デジタルデータ契約の解除があったとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日からデジタルデータ契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかつたものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
長期継続利用に係る I P V P N 契約者が、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止又は品目等の変更（料金表通則32に規定する「品目等の変更」をいいます。）によりその長期継続利用に係る基本料の額が減少したとき。	料金の一時払いがなされなかつたものとみなして算定します。

3 この附則の 2 の場合を除いて、その月額料金を日割で算定する場合（これに準じた算定をする場合を含みます。）は、料金の一時払いがなされなかつたものとみなします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正約款は、平成 15 年 4 月 2 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月7日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正約款による改正前の約款に規定する下表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ下表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

第1種IPVPNサービス（タイプIに係るものに限ります。）	第1種IPVPNサービス（クラスIに係るものに限ります。）
第1種IPVPNサービス（タイプIIに係るものに限ります。）	第1種IPVPNサービス（クラスIIに係るものに限ります。）

- 3 この改正規定実施の際現に、この改正約款による改正前の約款に規定する第1種IPVPNサービスは、この改正規定実施の日において、第1種IPVPNサービス（タイプIに係るものに限ります。）とみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年5月7日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。
(経過措置)

この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供している下表の左欄の第3種IPVPNサービスは、この改正規定実施の日において、下表の右欄の旧第3種IPVPNサービスとします。

第3種IPVPNサービス（タイプIに係るものであって、イーサネット型に係るものに限ります。）	旧第3種IPVPNサービス（タイプI）
半二重通信が可能な第3種IPVPNサービス（タイプIIに係るものであって、イー	旧第3種IPVPNサービス（タイプII）

サネット型に係るものに限ります。)

3 旧第3種IPVPNサービス（タイプI）の提供条件は、次に掲げるもののほか、改正後料金表に規定する第3種IPVPNサービス（イーサネット型に係るものに限ります。）の提供条件に準ずるものとします。

（1）基本料

ア 適用

旧第3種IPVPNサービス（タイプI）に係る基本料の適用については、約款第85条（基本料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基 本 料 の 適 用																																																		
		（1）品目に係る料金の適用																																																
		当社は、旧第3種IPVPNサービス（タイプI）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 Mb/s</td><td>1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>2 Mb/s</td><td>2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>3 Mb/s</td><td>3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>4 Mb/s</td><td>4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>5 Mb/s</td><td>5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>6 Mb/s</td><td>6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>7 Mb/s</td><td>7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>8 Mb/s</td><td>8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>9 Mb/s</td><td>9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>10 Mb/s</td><td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>20 Mb/s</td><td>20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>30 Mb/s</td><td>30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>40 Mb/s</td><td>40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>50 Mb/s</td><td>50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>60 Mb/s</td><td>60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>70 Mb/s</td><td>70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>80 Mb/s</td><td>80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>90 Mb/s</td><td>90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>100 Mb/s</td><td>100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>200 Mb/s</td><td>200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>300 Mb/s</td><td>300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>400 Mb/s</td><td>400メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>500 Mb/s</td><td>500メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1 Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	5 Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	6 Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	7 Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	8 Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	9 Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10 Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	20 Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	30 Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	40 Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	50 Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	60 Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	70 Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	80 Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	90 Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100 Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	200 Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	300 Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	400 Mb/s	400メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	500 Mb/s	500メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																																																	
1 Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
2 Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
3 Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
4 Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
5 Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
6 Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
7 Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
8 Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
9 Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
10 Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
20 Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
30 Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
40 Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
50 Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
60 Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
70 Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
80 Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
90 Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
100 Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
200 Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
300 Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
400 Mb/s	400メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
500 Mb/s	500メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																	
		備考																																																
		<p>1 当社は、旧第3種IPVPNサービス（タイプI）については、第3種IPVPNサービス（イーサネット型に係るものに限ります。）に係る品目への変更に限り品目の変更を行います。</p> <p>2 200 Mb/sから500 Mb/sの旧第3種IPVPNサービス（タイプI）については、全二重通信が可能ものに限り提供します。</p>																																																

イ 料金額

(ア) 半二重通信が可能なものの

1のポートごとに月額

区分	料金額 (税抜価格)
1 Mb/s のもの	103,000円
2 Mb/s のもの	111,000円
3 Mb/s のもの	119,000円
4 Mb/s のもの	127,000円
5 Mb/s のもの	135,000円
6 Mb/s のもの	150,000円
7 Mb/s のもの	165,000円
8 Mb/s のもの	180,000円
9 Mb/s のもの	195,000円
10 Mb/s のもの	210,000円
20 Mb/s のもの	320,000円
30 Mb/s のもの	430,000円
40 Mb/s のもの	540,000円
50 Mb/s のもの	650,000円
60 Mb/s のもの	780,000円
70 Mb/s のもの	910,000円
80 Mb/s のもの	1,040,000円
90 Mb/s のもの	1,170,000円
100 Mb/s のもの	1,300,000円

(イ) 全二重通信が可能なものの

1のポートごとに月額

区分	料金額 (税抜価格)
1 Mb/s のもの	103,000円
2 Mb/s のもの	111,000円
3 Mb/s のもの	119,000円
4 Mb/s のもの	127,000円
5 Mb/s のもの	135,000円
6 Mb/s のもの	150,000円
7 Mb/s のもの	165,000円
8 Mb/s のもの	180,000円
9 Mb/s のもの	195,000円
10 Mb/s のもの	210,000円
20 Mb/s のもの	320,000円
30 Mb/s のもの	430,000円
40 Mb/s のもの	540,000円
50 Mb/s のもの	650,000円
60 Mb/s のもの	780,000円
70 Mb/s のもの	910,000円

80Mb/sのもの	1,040,000円
90Mb/sのもの	1,170,000円
100Mb/sのもの	1,300,000円
200Mb/sのもの	2,200,000円
300Mb/sのもの	3,500,000円
400Mb/sのもの	4,800,000円
500Mb/sのもの	6,100,000円

4 旧第3種IPVPNサービス（タイプII）の提供条件は、次に掲げるもののほか、改正後料金表に規定する第3種IPVPNサービス（イーサネット型に係るものに限ります。）の提供条件に準ずるものとします。

（1）基本料

ア 適用

旧第3種IPVPNサービス（タイプII）に係る基本料の適用については、約款第85条（基本料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基 本 料 の 適 用																							
（1）品目 に係る 料金の 適用	当社は、旧第3種IPVPNサービス（タイプII）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Mb/s</td><td>1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>2Mb/s</td><td>2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>3Mb/s</td><td>3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>4Mb/s</td><td>4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>5Mb/s</td><td>5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>6Mb/s</td><td>6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>7Mb/s</td><td>7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>8Mb/s</td><td>8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>9Mb/s</td><td>9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>10Mb/s</td><td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																						
1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
	<p>備考</p> <p>1 当社は、旧第3種IPVPNサービス（タイプII）については、第3種IPVPNサービス（イーサネット型に係るものに限ります。）に係る品目への変更に限り品目の変更を行います。</p> <p>2 旧第3種IPVPNサービス（タイプII）については、半二重通信が可能ものに限り提供します。</p>																						

イ 料金額

1のポートごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1Mb/sのもの	29,000円
2Mb/sのもの	42,000円
3Mb/sのもの	61,000円
4Mb/sのもの	80,000円

5 Mb／sのもの	100,000円
6 Mb／sのもの	110,000円
7 Mb／sのもの	120,000円
8 Mb／sのもの	130,000円
9 Mb／sのもの	140,000円
10 Mb／sのもの	150,000円

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年9月5日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年11月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年11月20日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年11月21日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する第1種IPVPNサービス（非対称速度型に係るものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する第1種IPVPNサービス（非対称速度型（IPsec型に係るもの）を除きます。）に係るものに限ります。）とみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年12月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年3月24日から実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の第1種IPVPNサービスは、この改正規定実施の日において、下表の右欄の第1種IPVPNサービスとみなして取り扱います。

第1種IPVPNサービス（料金表通則5の2に規定するもの（非対称速度型に係るもの（IPsec型に係るもの）を除きます。）に限ります。）	第1種IPVPNサービス（料金表通則5の2に規定するもの（保守クラスIIに係るもの（非対称速度型に係るもの（IPsec型に係るもの）を除きます。）に限ります。）に限ります。）
第1種IPVPNサービス（料金表通則5の2に規定するもの（対称速度型に係るものに限ります。）に限ります。）	第1種IPVPNサービス（料金表通則5の2に規定するもの（保守クラスIIに係るもの（対称速度型に係るものに限ります。）に限ります。）に限ります。）

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の第1種IPVPNサービスは、この改正規定実施の日において、下表の右欄の第1種IPVPNサービスとみなして取り扱います。

第2種イーサネット通信サービス（アクセスポイント又は相互接続点とイーサネット通信契約者の指定する場所との間に設置するもの（IPVPNサービスに係る電気通信回線と相互に接続するもの（イーサネットアクセス回線を利用するものに限ります。）に限ります。）に限ります。）	第1種IPVPNサービス（LAN型（その加入契約回線と端末回線とを接続して利用するものに限ります。）又は特定LAN型（協定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係るものに限ります。）に限ります。）
--	---

- 3 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年7月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年7月14日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月2日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、改定前の約款により提供している第3（付加機能使用料）に係るリモートアクセス着信サービスIに係る定額料金（本邦外の電気通信事業者がユーザIDの管理を行うものに係るものに限ります。）については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年9月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年11月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年12月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年12月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年12月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年2月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年4月25日から実施します

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月18日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成17年6月15日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成17年6月27日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成17年8月22日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成17年8月23日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成18年3月27日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成18年6月19日から実施します。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

- 附 則
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供している第3種IPVPNサービス（イーサネット型に係るものを除きます。以下同じとします。）は、この改正規定実施の日において、旧第3種IPVPNサービスとします。
 - 3 旧第3種IPVPNサービスの提供条件は、次に掲げるもののほか、改正後料金表に規定する第3種IPVPNサービスの提供条件に準ずるものとします。

(1) 基本料

ア 適用

旧第3種IPVPNサービスに係る基本料の適用については、約款第85条（基本料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基 本 料 の 適 用					
(1) 品目 に係る 料金の 適用	当社は、旧第3種IPVPNサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。 <table border="1"><thead><tr><th>品 目</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>35Mb/s</td><td>35メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr></tbody></table> 備考 当社は、旧第3種IPVPNサービスについては、第3種IPVPNサービス（イーサネット型に係るものを除きます。）に係る品目への変更に限り品目の変更を行います。	品 目	内 容	35Mb/s	35メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容				
35Mb/s	35メガビット/秒の符号伝送が可能なもの				

イ 料金額

1のポートごとに月額

区 分	料 金	額 (税抜価格)
35Mb/sのもの	978,000円	

- 4 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年10月5日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年12月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年5月7日から実施します。

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により提供している下表の左欄の第1種IPVPNサービス（非対称速度型（IPsec型に係るもの）を除きます。）に係るものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、下表の右欄の保守プランが適用されるものとして取り扱います。

区分	適用される保守プラン
品目が1Mb/sのもの	エコノミープラン
品目が1Mb/s以外のもの	通常プラン

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年8月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年11月13日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年12月10日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年2月16日から実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年9月30日から実施します。
(経過措置)
- 2 この廃止規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この廃止規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改定規定は、平成21年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の適用を受けている者とみなします。

番号変換サービス	番号変換サービス (ユーザグループタイプ1に係るものに限ります。)
----------	--------------------------------------
- 3 第1項の規定にかかわらず、この改正規定中、番号変換サービス（ユーザグループタイプ2に係るものに限ります。）に係るものは、平成21年4月15日より実施します。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改定規定は、平成21年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改定規定は、平成21年8月17日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により提供している第3種IPVPNサービス（その利用契約回線とリモートアクセスサービス（タイプIIに係るものに限ります。）に係る電気通信回線とを接続して利用するものに限ります。以下同じとします。）は、この改正規定実施の日において、旧第3種IPVPNサービスとします。

3 旧第3種IPVPNサービスの提供条件は、次に掲げるもののほか、改正後料金表に規定する第3種IPVPNサービスの提供条件に準ずるものとします。

(1) 基本料

ア 適用

旧第3種IPVPNサービスに係る基本料の適用については、約款第85条（基本料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基 本 料 の 適 用

(1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は、旧第3種IPVPNサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。	
	品 目	内 容
	64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
	128Kb/s	128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
	192Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
	256Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
	384Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
	0.5Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	512Kb/s	512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
	768Kb/s	768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s	1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

7 Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
8 Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
9 Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
10 Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
20 Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
30 Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
40 Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
50 Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
60 Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
70 Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
80 Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
90 Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
100 Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なものの

イ その利用契約回線とリモートアクセスサービス（旧CPA（旧タイプAのものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る電気通信回線とを接続して提供する旧第3種IPVPNサービスについては、基本料の支払いを要しません。

イ 料金額

1のポートごとに月額

区分	料金額 (税抜価格)
64Kb/sのもの	11,000円
128Kb/sのもの	13,000円
192Kb/sのもの	34,000円
256Kb/sのもの	42,000円
384Kb/sのもの	60,000円
0.5Mb/sのもの	70,000円
512Kb/sのもの	70,000円
768Kb/sのもの	90,000円
1Mb/sのもの	100,000円
1.5Mb/sのもの	120,000円
2Mb/sのもの	156,000円
3Mb/sのもの	185,000円
4Mb/sのもの	224,000円
5Mb/sのもの	253,000円
6Mb/sのもの	258,500円
7Mb/sのもの	264,000円
8Mb/sのもの	269,500円
9Mb/sのもの	275,000円
10Mb/sのもの	280,000円
20Mb/sのもの	335,000円
30Mb/sのもの	465,000円
40Mb/sのもの	585,000円

50 Mb/s のもの	700,000円
60 Mb/s のもの	725,000円
70 Mb/s のもの	750,000円
80 Mb/s のもの	775,000円
90 Mb/s のもの	800,000円
100 Mb/s のもの	825,000円

4 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改定規定は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 旧第1種IPVPNサービス（非対称速度型）及び旧第1種IPVPNサービス（対称速度型）の提供条件は、次に掲げるもののほか、改正後料金表に規定する第1種IPVPNサービス（料金表通則4に規定するものに限ります。）の提供条件に準ずるものとします。

(1) 基本料

ア 適用

旧第1種IPVPNサービス（非対称速度型）及び旧第1種IPVPNサービス（対称速度型）に係る基本料の適用については、約款第85条（基本料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基 本 料 の 適 用							
(1) 品目 に係る 料金の 適用	当社は、旧第1種IPVPNサービス（非対称速度型）及び旧第1種IPVPNサービス（対称速度型）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。 ① 非対称速度型（料金表通則4に規定する他社接続回線の終端の場所への伝送方向における符号伝送の速度と他の伝送方向における符号伝送の速度が異なるもの又は当社が別に定める伝送方式によるものをいいます。以下同じとします。）のもの						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>512 Kb/s</td><td>他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大512キロビット/秒まで、他の伝送方向については最大224キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>1.5 Mb/s</td><td>他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1.5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	512 Kb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大512キロビット/秒まで、他の伝送方向については最大224キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの	1.5 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1.5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容						
512 Kb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大512キロビット/秒まで、他の伝送方向については最大224キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの						
1.5 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1.5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの						

備考

- 1 旧第1種IPVPNサービス（非対称速度型）については、臨時IPVPN契約及び共同IPVPN契約は締結しません。
- 2 旧第1種IPVPNサービス（非対称速度型）については、約款第48条の規定にかかわらず、品目の変更はできないものとします。

- ② 対称速度型（料金表通則4に規定する他社接続回線の終端の場所への伝送方向における符号伝送の速度と他の伝送方向における符号伝送の速度が同速のものをいいます。以下同じとします。）のもの

品目	内容
512Kb/s	最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	最大1.5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 旧第1種IPVPNサービス（対称速度型）については、臨時IPVPN契約及び共同IPVPN契約は締結しません。
- 2 旧第1種IPVPNサービス（対称速度型）については、約款第48条の規定にかかわらず、品目の変更はできないものとします。

(2) コースに係る料金の適用

当社は、旧第1種IPVPNサービス（対称速度型に係るものに限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、コースを定めます。

コース I	ポートの品目に係る符号伝送の速度の値の4分の1の帯域を確保するもの
コース II	ポートの品目に係る符号伝送の速度の値の2分の1の帯域を確保するもの

イ 料金額

a 非対称速度型に係るもの

(i) 共用型に係るもの

区分	料金額 (税抜価格)
512Kb/s	29,800円
1.5Mb/s	51,800円

(ii) 専用型に係るもの

区分	料金額 (税抜価格)
512Kb/s	31,700円
1.5Mb/s	53,700円

b 対称速度型に係るもの

(a) コース I に係るもの

区分	料金額

		(税抜価格)
512Kb/s		67,000円
1.5Mb/s		159,000円

(b) コースⅡに係るもの

区分	料金額 (税抜価格)
512Kb/s	90,000円
1.5Mb/s	183,000円

(2) 削除

(3) 工事費

ア 適用

旧第1種IPVPNサービス（非対称速度型）及び旧第1種IPVPNサービス（対称速度型）に係る工事費の適用については、第88条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、端末設備及び工事ごとに適用します。
イ 端末設備の撤去に関する工事費の適用	端末設備の撤去を行う場合に適用します。

イ 工事費の額

区分	単位	工事費の額 (税抜価格)
端末設備に関する工事	1端末設備ごとに	12,000円
① 撤去に係るもの		

4 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年3月14日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月12日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月23日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年5月10日から実施します。
- 2 削除3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、デジタルデータ契約者は、別記21の（2）の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第7（附帯サービスに関する料金）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年3月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

2~4 削除

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年12月4日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
(平成23年7月1日付附則の改正)
- 2 平成23年7月1日付附則第2項、第3項及び第4項は削除します。
(経過措置)
- 3 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。
- (附則の改正)
- 2 次表左欄の規定を次表右欄のとおりとします。

平成7年11月1日付附則第2項 から第4項	同第2項を「削除」に改め、同第3項及び第4項を削ります。
平成8年10月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成10年1月1日付附則ただし 書	「削除」に改めます。
平成10年3月1日付附則第1項 ただし書及び第3項	削ります。
平成10年12月25日付附則第 2項及び第3項並びに第6項及び 第7項	同第2項及び第3項を「削除」に改め、同第6項及び第7項を削ります。
平成11年11月1日付附則第1 項ただし書及び第2項	同ただし書を削り、同第2項を「削除」に改めます。
平成12年1月7日付附則第1項 ただし書並びに第2項及び第3項	同ただし書を削り、同第2項及び同第3項を「削除」に改めます。
平成12年6月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成12年10月1日付附則第2 項から第11項	「削除」に改めます。
平成12年12月1日付附則第2 項	「削除」に改めます。
平成13年1月29日付附則第2 項	「削除」に改めます。
平成14年3月7日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成15年1月7日付附則第2項 の表	「論理パスの増設若しくは廃止、」及び「、第1種論理パスのプランの変更」を削ります。
平成15年11月20日付附則第 2項及び第5項	同第2項を「削除」に改め、同第5項を削ります。
平成19年11月13日付附則た だし書	削ります。
平成20年9月30日付附則	次のとおりに改めます。 附 則 (実施期日) 1 この改正規定は、平成20年9月30日か

	<p>ら実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この廃止規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この廃止規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>
附則別冊	廃止します。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この廃止規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。
- 2 削除

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年7月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により提供しているワンタイムパスワード認証サービス、セキュアコンタクトサービスⅠ又はセキュアコンタクトサービスⅡのうち、契約者の責めに帰すことのできない事由により、ただちに代替する電気通信サービスの利用を開始できないものであって、この改正規定実施の日以降もなお従前のとおり取り扱うことについて、当社の業務の遂行上著しい支障がないものに関する提供条件は、当分の間、この約款の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年12月15日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(附則の改正)

2 平成26年6月1日付附則第2項を「削除」に改め、及び第3項を削ります。

3 削除

(経過措置)

4 削除

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この廃止規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

(附則の改正)

2 平成27年4月1日付附則第3項中「ソフトバンクモバイル株式会社」とあるのは「ソフトバンク株式会社」に改めます。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(附則の改正)

2 削除

3 削除

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成22年5月10日付附則第2項を「削除」に改めます。
(経過措置)
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改定規定は、平成28年12月28日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成21年8月17日付附則第3項（1）（基本料）イ（料金額）の表の備考欄を削るとともに、同ア（適用）（1）（品目に係る料金の適用）の右欄中「当社は、旧第3種IPVPNサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。」とあるのは「ア 当社は、旧第3種IPVPNサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。」に改め、同欄末尾に次のイの規定を追加します。

イ その利用契約回線とリモートアクセスサービス（旧CPA（旧タイプAのものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る電気通信回線とを接続して提供する旧第3種IPVPNサービスについては、基本料の支払いを要しません。

(経過措置)

- 3 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成25年1月1日付附則第3項、平成26年12月15日付附則第2項、平成27

年4月1日付附則第3項および4項、および平成28年4月1日付附則第2項及び3項をそれぞれ「削除」に改めます。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年3月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

(附則の改正)

2 次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成14年12月20日付附則 第3項 左欄が「DSL装置（非対称速度型 に係るものであつて、8Mb/sのものに限ります。）」の部分 第5項	削ります。 削ります。
平成15年5月1日付附則第2項	削ります。
平成16年12月1日付附則 第2項 第3項 第4項	「削除」に改めます。 「削除」に改めます。 「削除」に改めます。
平成17年4月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成21年10月1日付附則第2項	「削除」に改めます。

平成28年10月1日付附則第3項

「削除」に改めます。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定に基づき提供されている次表の左欄のサービスに係るデジタルデータサービス契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定に基づき提供されている次表の右欄のサービス（以下この附則において「旧デジタルデータサービス」といいます。）に係るデジタルデータサービス契約（以下この附則において「旧デジタルデータサービス契約」といいます。）に移行したものとし、旧デジタルデータサービスに関する取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

第3種IPVPNサービス(ATM型に係る品目のものに限ります。)	旧第3種IPVPNサービス(ATM型に係る品目のものに限ります。)
----------------------------------	-----------------------------------

(1) 基本料

ア 適用

基本料の適用については、第85条（基本料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

IPVPNサービス（旧第3種IPVPNサービスのものに限ります。）に係る品目

基本料の適用	
(1) 品目等に係る料金の適用	当社は、デジタルデータサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目等を定めます。 (ア) ATM型に係る品目

品目	内容
0.5Mb/sの品目、1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでの品目及び10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものであって、附則別表に掲げるもの	一定の速度の符号伝送が可能なものであって、附則別表に掲げるもの

イ 料金額

(ア) 旧第3種IPVPNサービスに係るもの
ATM型に係るもの

1のポートごとに月額

区分	料金額 (税抜価格)
0.5Mb/sのもの	70,000円
1Mb/sのもの	100,000円
2Mb/sのもの	156,000円
3Mb/sのもの	185,000円
4Mb/sのもの	224,000円
5Mb/sのもの	253,000円
6Mb/sのもの	258,500円
7Mb/sのもの	264,000円
8Mb/sのもの	269,500円
9Mb/sのもの	275,000円

10Mb/sのもの	280,000円
20Mb/sのもの	335,000円
30Mb/sのもの	465,000円
40Mb/sのもの	585,000円
50Mb/sのもの	700,000円
60Mb/sのもの	725,000円
70Mb/sのもの	750,000円
80Mb/sのもの	775,000円
90Mb/sのもの	800,000円
100Mb/sのもの	825,000円

(2) 附則別表

品目	内容	品目	内容
0.5Mb/s	0.5メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの	20Mb/s	20.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの
1Mb/s	1.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの	30Mb/s	30.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの
2Mb/s	2.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの	40Mb/s	40.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの
3Mb/s	3.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの	50Mb/s	50.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの
4Mb/s	4.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの	60Mb/s	60.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの
5Mb/s	5.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの	70Mb/s	70.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの
6Mb/s	6.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの	80Mb/s	80.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの
7Mb/s	7.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの	90Mb/s	90.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの
8Mb/s	8.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの	100Mb/s	100.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの
9Mb/s	9.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの		
10Mb/s	10.0メガビット/秒の 符号伝送が 可能なもの		

4 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

(附則の改正)

2 次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成31年1月1日付附則第4項	「削除」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

(附則の改正)

- 2 次表左欄の規定を次表右欄のとおりとします。

平成13年12月17日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成26年5月1日付附則第2項 左蘭が「平成13年12月17日第2項 」の行	削ります。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年9月2日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつたデジタルデータサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じたデジタルデータサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に、この改正規定による

改正前の約款（以下この附則において「改正前約款」といいます。）の規定により提供している第1種IPVPNサービス、第2種IPVPNサービス及び第3種IPVPNサービスの高速ディジタル型に係るIPVPNサービスのうち、契約者の責めに帰すことのできない事由により、ただちに代替するサービスの利用を開始できないものであって、この改正規定実施の日以降もなお従前のとおり取り扱うことについて、当社の業務の遂行上著しい支障がないものに関する提供条件は、当分の間、この約款の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつたデジタルデータサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じたデジタルデータサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和7年2月14日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつたデジタルデータサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じたデジタルデータサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつたデジタルデータサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じたデジタルデータサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつたデジタルデータサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じたデジタルデータサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。